



総裁猊下近影

「一塵立てよ」

薪流会總裁 大井際断



目に青葉
山ほどござす 初鑿

今、正に天下の好時節、各位御健勝、法幸至極に存じます。

承れば、ニューヨークの天候は一日にして激変すると、春から一日にして夏へと。オバマ大統領のモットー「チエンジ」の政治を示唆している。

吾々人間の祖プロメテウスも、変化を要求してゼウス神から火を盗んで人間に与えたといふ。彼は吾々に自由と思い上がりと変化とを与えたのである。

現代の我が国の青年僧たちよ。オバマのいうチエンジを実行せよ。新しい改革へ。新しい創造的進化へ。

フランスの学者ベルグソンは生の哲学を説く。生命は不斷の創造的活動として持続し、常に飛躍するものであり、完結した

本部
〒616-8035
京都市右京区花園妙心寺町53
養徳院内 横江 桃國
発行
〒509-0301
岐阜県加茂郡川辺町下麻生1998
大雄寺内 大野 祥雲
編集
〒430-0838
静岡県浜松市南区鼠野町48
龍泉寺内 薬師寺 良晋
薪流会ホームページ
<http://www.shinryukai.jp/>
印刷
〒505-0021
岐阜県美濃加茂市森山町1-1-34
有限会社 永田印刷

「一塵立てよ」—総裁大井際断	対談	聖護院宮城泰年
参道から見えるもの—正光寺松尾正澄	映画に学ぶ	祥光寺向令孝
大野祥雲	方言詩紹介	松尾 静明
浜松支部だより	托鉢報告	24
第十八回 総会報告	—	23
—	—	21
—	—	26
—	—	27
—	—	27

目次

二

塵

立

て

よ

—

総

裁

大

井

際

断

：

1

中国禪宗史の偉人、風穴禪師、垂語して云く、「一塵を立つれば家国喪亡す」と。誠に然り、現代はコンピューターの時代、電子計算機の時代である。一塵、即ち一電子を大切に尊重して、国家・家庭を興隆し、一塵を粗末に扱ってはならない。

うつかり電子を粗末に扱って、物質と反物質(反電子、陽電子)とを接触させると、原爆並みの大爆発を起こして、此の地球は破壊されてしまう。今こそ一塵を大切に守つて、吾々の此の世界を興隆させなければならない。

青年諸君の反省と更なる発展活動を期待するものである。

対 談

「明治以降の伝統教団に対する法制定について」



聖護院門主 宮城泰年師
新流会名誉会長 横江桃国

於 修驗宗本山 聖護院

一、明治元年の廃仏毀釈について

横江：どうも、管長猊下、お忙しい中、お時間を頂戴しまして有り難うございます。

宮城：どういたしまして。

横江：まず一番目に明治元年の「神仏分離令」。明治の廃仏毀釈に関する問題を捉えますときに、聖護院さんとしてはどういう歴史的な経緯が有つたか？こんな風な話がありましたよ、という具体的に語り継がれていることも併せてお話を伺えれば有り難く存じますので、宜しくお願ひしたいと思います。

宮城：本日は、聖護院の宮城泰年管長猊下、弊会の名誉会長 横江桃国師との対談を設けさせて頂きました。明治以降の宗教法人、伝統仏教教団に対する法制の現状とそのあり方について、色々と御教え頂きたく思つております。よろしくお願ひ申し上げます。

宮城：こちらこそ、よろしくお願ひします。勉強させて貰います。

やつてきたところの敬神崇祖つていう動きに注目しておく必要があると常々思つてるんですよ。そういう動きに注目しておく必要がある、国学派の平田学派一党がドッキングしながら明治維新体制の中に、殊に津和野藩から神仏分離の神祇局の中へですね、ああいつた人たちが役人として入つてきて、行政の中に携わつて、神祇官通達を出していくという辺りを見ると、明治維新以前の幕藩体制の中で、有力者たちが、神仏分離令を大いに動かしよつたな、ということを思うんですね。別に、修驗道がやり玉に挙がつての神仏分離令ではなかつたと、私は思つてます。たまたま一つの大きな痛手を被つた訳なんだけれども。いわゆる復古神道ですから王政一致、というところで律令制度、いわゆる神祇官なんかを置いてくるつていうのは、大宝律令あたりにあつたシステムですから、そこへ復帰していくつなから明治の廃仏毀釈を捉えるのは、そこへ着目しておくべきなんじやないかな、と思います。

横江：そうですねえ。今、仰つた神祇官というのは、後に神祇省、

そして教部省ですか？こういう名前になつていくと思うんですけど、その大本はですね、明治維新政府が、日本の近代国家といふものの、その部分になるものとして幕末の国学派の流れが維新政府によつて加速されたというのが有ると思うんですが。もつと大本のところには、吾々宗教側は、もつと大きなうねりの中に巻き込まれて居た訳であつて、近代国家といふものを形作る時に、その國家のバックボーンになる教えとして、心の柱にならうような部分に神道を持つてきた方が国家を作り上げるに於いて、非常に有利と言いますか、便利であり、手つ取り早い形という、政治的な要素の方が主であつた様に思われるのですが。そういう有り様の中で、吾々宗教側は廃仏毀釈に飲み込まれたわけであつて。廢仏毀釈の大本に考え方された訳じゃなくて、近代国家を作り上げる為の犠牲になつたような部分において、神仏分離令を捉えるのが歴史的な判断的を得たところかなあ、と私は思つてゐんですけども。ただ、今、自分も仏教僧として在る以上は、その時代に遡つて、仏教者としてどう思うのか？現実的な

史実として考えるならば、あくまで近代国家というものを作り上げるために、その大きなうねりの中の一つとして、廃仏毀釈つて言うようなものを吾々佛教者は法難として受けざるを得なかつたと言う面が、大本で考えるべき点なんじやなかろうかと思うんですけどね。

宮城・平田篤胤なんかの国学派と明治政府がですね、祭政一致の理念を持つて近代国家に望んでいこうという、両者の思惑が明治初年に一致してですね、いわゆる宗教関係の法令が発布される、と。その中で一番最初に出るのが神仏分离令といふものになってくるわけです。私が本で調べたところでは、神仏分离令の前には、神祇事務局、神祇事務課つていうのが明治元年に相次いで事務局体制が固まってゆく、その中で三月になつて、神祇官を置いて祭政一致を目標にした、大宝律令の制度に倣つたものが出てくるんですね。実際、修驗道が廃止されるというのは明治五年のことになりますし。神仏分离令から、だいぶ経つてからなんですね。

横江・明治五年ですか？

宮城・平田篤胤なんかの国学派と明治政府がですね、祭政一致の理念を持つて近代国家に望んでいこうという、両者の思惑が明治初年に一致してですね、いわゆる宗教関係の法令が発布される、と。その中で一番最初に出るのが神仏分离令といふものになってくるわけです。私が本で調べたところでは、神仏分离令の前には、神祇事務局、神祇事務課つていうのが明治元年に相次いで事務局体制が固まってゆく、その中で三月になつて、神祇官を置いて祭政一致を目標にした、大宝律令の制度に倣つたものが出てくるんですね。実際、修驗道が廃止されるというのは明治五年のことになりますし。神仏分离令から、だいぶ経つてからなんですね。

横江・明治五年ですか？

宮城・そうなんです、明治五年な

横江・三月二十八日ですか？

宮城・そうです。明治元年の三月二十八日。それによって沢山の社人（しゃじん）、あるいは教団の中での脇役に回つてた人たちが仏教を排斥する側に実力行使に出たんです。いわゆる神仏分离令といふのは、もともと神仏判然令なんですね。神仏判然令なんだけれども、それが廃仏毀釈という運動に行つてしまつて、お寺の経巻や仏像が焼き討ちにされたり御堂が壊されたりするのが一ぺんに出てくるんで、政府の方も慌てて、「神仏分离令は廃仏毀釈にはあらず」と出しますわね。明治政府の方で出した法令と、実際に事に当たつていた人たちの行動というものが乖離した部分があるんですよね。行政

んですよ。で、明治五年に廃止されると同時に、ほぼ日本の宗教行政というものが、神社を中心にして完全に回り始めている。平田学派などの思想つてありますか、祭政修驗道を潰すんだと思いますが、もう出来上がつてきた。だから、神仏分離とは別の問題で修驗道を潰すんです。明治元年の三月二十八日に神仏分離令が出ますけれども。

横江・三月二十八日ですか？

宮城・そうです。明治元年の三月二十八日。それによって沢山の社人（しゃじん）、あるいは教団の中での脇役に回つてた人たちが仏教を排斥する側に実力行使に出たんです。いわゆる神仏分離令といふのは、もともと神仏判然令なんですね。神仏判然令なんだけれども、それが廃仏毀釈という運動に行つてしまつて、お寺の経巻や仏像が焼き討ちにされたり御堂が壊されたりするのが一ぺんに出てくるんで、政府の方も慌てて、「神仏分离令は廃仏毀釈にはあらず」と出てきて、ここの形になつて、おつた物が次から次へと目白押しに出てきて、ここの形になつて、そして行き過ぎたかなあといふのは廃仏毀釈では無いのや」というのを、法令じやない諭達（ゆだつ）で出して。相當に慌てた。神仏判然令が末端で、行政担当者において歪められて実施に移されたのにも、相当慌てたなあ、と言ふように思うんですよ。

横江・そうでしょうね。ですから、神仏分離令が明治元年の三月二十

に当たつておつたのが旧津和野藩から出てた神祇官たち、それが宗教行政の一翼を担つてたんですよ。だから、津和野でやつとつた廃仏毀釈の延長線が全国に広がつたと。私が調べてきたところから申し上げると、それに対しても明治政府の方は三月二十八日に神仏分離令を出して、すぐに四月の十三日には、「神仏分離は慎重にやるべし」といふ通達を出してるんですね。結構、慌てとるんです。神仏分離を非常に急進的に進めていつた神祇事務局を改めて神祇官にしていくのが、同じ四月十六日。

横江・神祇官の前が、神祇事務局ですか？

宮城・そう、神祇事務局。そこで、政府の方の実務側の制度も少し変えて行つてるし、さらに六月には真宗各派に対して「神仏分離令」というのは廃仏毀釈では無いのや」というのを、法令じやない諭達（ゆだつ）で出して。相當に慌てた。神仏判然令が末端で、行政担当者において歪められて実施に移されたのにも、相当慌てたなあ、と言ふように思うんですよ。

横江・そうでしょうね。ですから、神仏分離令が明治元年の三月二十

八日ですね？先ほどお話しが出た、「祭政一致の布告」ですか？これが同年三月十三日なんですよ。ですから、もう明治元年早々に、待つてましたとばかりに、神仏分离令に基づく近代国家を作るためには、もとより神祇官たち、それが宗教学をある程度犠牲にしなければならないような今風に言うと大津波が一気に日本全土に押し寄せていった、という風な感じですね。明治政府になつたことで徐々にこういう流れが出てきたんではなくして、維新政府が成立した時点で、堰を切つたように神仏分離令を出して、大きなうねりが日本全国に広まつていった、と言う感じを私は受けたんです。新政府が出来上がると同時に、もう待つてましたとばかりに既に用意されておつた物が次から次へと目白押しに出てきて、ここの形になつて、そして行き過ぎたかなあといふのは廃仏毀釈では無いのや」と、管長猊下が仰つたように「神仏分離令は廃仏毀釈にあらず」ということまで、慌てて言わざるを得なかつたような感じがするんですけどね。やっぱり、国家建設つて言うことに血眼になつて動き出した時代つていうのが明治元年なんでしょう。

宮城・まあ、色々な疑惑があつたんでしようね。さつきも言つたよ

うに、平田学派などの疑惑と維新政府にあつた人たちの疑惑とドッキングしての部分がかなりあると思うんです。そこで廃仏派が力を得たつていうのが有る、あるいは仏教側から廃仏派に力を与えたというのか…というのはね、南都の興福寺が一山挙げてお坊さん一人残らず還俗して、神官になつてゐる史実がある。

横江・神官には強制的になされたと言つて聞いてますね。

宮城・私の師匠の岩本師匠というのは、明治十六年に生まれてるんです。で、師匠は勿論、神仏分離は知りません。が、明治十六年に生まれた人は、神仏分離の真っ直中の人を師匠にして、育つてきてるわけですね。だから、その真つ直中に居た人の話を聞いて、私の師匠は神仏分離頃の興福寺の話を私に伝えてるんですね。

横江・そりやあ、直伝ですね。

宮城・そう、直伝です。私の師匠によるとね、「興福寺のあの広場で、もう五日も六日も七日も、ずっと毎日のように仏像や経巻や仏画が青白い火を上げて燃えとつたん

やそなう。」、とこう言う。

横江・焚書坑儒みたいなもんですね。やっぱり。

宮城・そう、長いことやりよつた。

もう、興福寺の坊さんが全員還俗して春日大社の中にあつた仏像とか興福寺の中にあつた寺宝とか、

そういうものを自ら持ち出して燃やしたんや、と。興福寺はその点では、明治維新のマイナス部分に荷担したんやと、ウチの師匠は言つたけどねえ。

横江・興福寺は確かに國宝の阿修羅像の有るところでしょう? よう残りましたね。

宮城・そう、今ぐらいしか残らんかったというのは、よっぽど沢山の物を燃したんだと思いますよ。

横江・やつぱりあれですか? その頃に持ち出されて破棄された、散逸したといふ物も沢山あるんでしょうね。

宮城・嘘かホンマか知らんけどね、経巻は別に燃やされたとうね。経巻というのは、全部紺紙金泥ですわね、春日大社から出てくるのは、



紺紙金泥はね、燃やした後に「金」が残るんですって。

横江・「金」が残ったわけですか?

宮城・で、古物商がその灰を漉して中の「金」を取るためにね、経

巻だけ別に燃して。経巻沢山焼いたら大量に「金」が取れるわ、な

んて燃やされたかと思うとゾツと

する…。ま、これは私の師匠から

聞いたんやけどね。なんせ、あの

明治維新に対して興福寺の神仏分離資料を見たら「興福寺の僧侶は、

維新政府の神仏分離歓迎で、一山上げて還俗して、^{神勤}を申し出た

という風に出てるわけですからね。

横江・これは余談になりますけど、「金」の話が出たから言うわけです

けど、都市鉱山とか言われていますよね、携帯電話なんか。そんなの

は本当に微量でしょ

う? 今のお話を聞いて居ると、どれだけの経本

か知りませんが、今の時代と違つて、わずかな「金」を回収する技

術のない時代に、そいつた業者がひしめき合つて、それを狙つてきたというのは余程のことですね。

宮城・そうですな。ご存じのよう

に、興福寺の塔だつて、二十何円かで売られたっていう話あります

たね。あれだつて、燃やしたらそ

れに値する「金」がかなり取れる

いうところが、古物商の関心だつたんでしょう。

横江・明治維新、何年だつたか知りませんけど、二条城なんかも競

売に掛けたとか言う話も聞きましたけどね。

宮城・まあ、そういう中で文化財的な古社寺の保存法というのも明

治初年の法令の中では整備されてくるんですね。文化財というか、神社や古寺の什物を守るための制限の法律も整備されてくるわけです。

横江・そういうときに、私は常に思つてますが。宗教法人というか、いわゆる寺院側からですね、時の政府に対してある程度、提言する

とか、注文をするとかですね、「そ

れは行き過ぎじゃないのか」とい

うような、抵抗運動と言うたら可笑しいですけど。働きかけるよう

な動きつて言うのは余り無いです

ね。ま、吾々どこまでが事実かど

れだけの功績があつたのか詳しく述べる

頃には当時の相国寺管長の荻野独

園老師なんかは、寺院を守る立場で明治維新政府と相当戯り合われた、ということはかなり耳にして居るんですけどね。当時、それ以外での伝統仏教教団の対応の仕方つていうのは、管長猊下のお聞きになつてゐるところござりますか？

宮城：いやねえ、師匠からは聞いてないんですけどねえ…本当に、部分的には大教院が廃止された時点ていうのは、芝の増上寺だつたか寬永寺だつたかが大教院になりますね。大教院が廃止されるのは、どの辺のことから廃止されるのかなつていうことについて興味は有るんですけどね。大教院、中教院小教院というのは大本山、中本山小本山という風に、国家政策の中では大きな寺は大教院や、と。中くらいの規模のお寺は中教院や、と。そういう風に位置づけられていつて、お坊さん連中もみんな宣教師になつてですね、三條の教靈とかいって、「敬神愛國の旨」とか、「天理人道ヲ明ニス」とかね、「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシム」天皇さんを奉つてその命令を大事にせえ、と。三條の教則、これを中心にした教えを国民に宣布していく制度が瓦解するのは、お坊さん

の中から異議が出たのか、何だつたのだろうか、と。三條の教則を発布するにあたつて、説教に地獄・極楽の話を出していたお坊さんが教導職から追放されたつていう話は聞きますし。やはりお坊さんの中にも、従来の仏教の立場で教導職の仕事を務めたと言う方々が意外とあつたのであろうと思いますね。

横江：私は、ちょっと調べただけなんですが、教導職というのは御上に強制されたわけですよね？ 講談師や落語家、彼らの方がしつかりしておられるかもしませんが、彼等も坊さんと同じ教導職なんですよね？ 吾々、今からするとですねえ、ちょっとと屈辱的な印象を受けるわけですけども、その辺でもうちょっととしつかりした主張を述べられる方が居られなかつたんですね？

宮城：そう、教導職に在る方々にも居らなかつたんでしようね。

横江：それとね、先ほど管長猊下が仰られたように、吾々僧侶からしますと、地獄極楽の話は、説法の中に出てくるんですけれども、それはストップ掛かるわけでしょう？ 「そういう事は喋るな」、「そりやイカン」と。でも、検閲というか、

宗教色というか仏教法話というようなことは一切するなと言つことなんですね。

宮城：十一兼題、十七兼題とか言うて、当時の教導職の中では、喋つていふことと喋つてはイカン事とが有つたわけやからね。だからね、それに違反するのが多いし、教導職が宣伝されていなかつたんで大教院を置く必要が無くなつたんか、あるいは国家神道というものが、国の機関の中で順調に動き始めた所為なのか。そこらが今ひとつハッキリしない。

横江：順調に動き始めて、そういう流れの中で大教院が廃止されたと解釈するのが、良いかも分からないです。

宮城：ええ、それは有ると思うんですね。ですから神社神道というものが国家神道になつて、神社に対する法令というのは、仏教に対する法令より遙かに沢山の法令が神社に対して出てますわね。これは神社が国の管理になるから、國の方で神社に対する法制をどんどん出してくる。そうした辺りがでしゃ、法制の整備の中で出来上がつていつたんかなあ？と私は感じる部分があるんですよ。そうした

中で、横江さんが先ほど仰ったように、神祇事務局が神祇官になり、神祇省になり、更に教部省になり、民部省の中に宗教を扱う部門を置いてたりですね、そういう風に法整備がされていく中で、修驗道の廃止とか出てくる。修驗道だけでなく普化宗も廃止されるし…。

横江：普化宗は、吾々（禅宗）と関わってきます。

宮城：普化宗は明治四年に廃止され、それから修驗道が廃止されるんですね。ですから、普化宗が廃止されて、諸国回周の六十六部も禁止される、民間民俗に有害であるという取り締まりの中で、修驗道もその中に入れられたなんかなあ？あるいは入れる必要があつたんかもしれませんけれど。その中で、明治五年の九月十五日に修驗道が廃止されるんですよ。

横江：明治五年ですか？

宮城：それでねえ、明治五年といふのはねえ、非常に沢山の法令が出た年なんですね。その年に宗教関係の法令だけで二十八件出てるんですよね。それは何かって言うのは、ほぼ明治五年に法整備が終わっている。明治元年から五年前の間に、急速に。その中で大

きなものは近代的国家に移つていて中では、神社仏閣の中での女人結界の停止つていうのがありますね。奈良の大峰山は女人結界残つてしまつたんだけれども。女性がこれまで女人禁制であつた処へ登拝するには自由であるとか、所謂、肉食妻帯、あるいは又、神社へお坊さんや尼さんが参詣するのは苦しからずとか。

横江・でも、それは出ましたけれども、現実的にはまだしも習慣が解消されなかつた世界も多いですよね。

宮城・私から言わせたら、解消されなかつたのを無理矢理、信仰の内容に政府が立ち入つた、と。そもそも問題としてですね。

横江・國家が宗教者へ押しつけるのは、問題ですね。

宮城・私は、肉食妻帯とか蓄髪とか剃髪とか云うものは、宗教人個々が考えることであつてですね、それを御上から云われてそうする、と言う問題じゃないのでね。そういつたところにまで干渉してくる辺りで本当に仏家といふものを、ほぼ統制し終えた感じがする。

横江・統制もされてきたし、まあ蓄髪勝手たるべし」なんかを喜ん

だお坊さんも多かつたと言いますから、情けないと云えれば情けないかぎりですけれども。

宮城・そう。逆に喜んでですね、蓄髪どうのこうのお触れが出る前に長髪にしたお坊さんも居るという。この号令が出るまでに勝手に長髪にするな、と政府が明治三年ぐらいに言つて記録がある。まさに勝手なことが多いなあ、と思ふんです。そして、明治五年九月十五日に修驗道が廃止されるし、それに追い打ちを掛ける。横江さんから対談の始めにご質問の有つた件に戻りますが、修驗宗では廢仏毀釈についてどのような歴史的経緯が有つたかと言えば、明治五年頃までに、修驗宗は既に両手両足をもがれていた状態だつたんですね。

横江・と言うのは、明治初年にですね、權現信仰の停止といふのがありますね。權現信仰の停止が明治元年に出で、修驗の信仰といふのは權現信仰に支えられていたんですよ。權現というのは神様ですよ。權現信仰に支えられていたんが、藏王權現、何々權現。山岳信仰の、修驗道の信仰のよりどころというのは、權現さんなんですね。勿論、牛頭天皇だとかいうようなのも信仰対象に入つて来るのだけ

ども、そういう權現というものの信仰は停止や、と。神像をもつて仏殿に祀つてるのは破却せよ、と言つし、權現信仰はまかり成らんと言ふ。そこで、修驗道の宗教活動というのは手足をもがれたわけなんですよ。そこへ持つてきて修驗宗の廃止つて言うのはまさに壊滅的なもので。それまでに權現信仰を停止されたから活動がうんと鈍つていて。修驗の寺といふのはね、大きな宗派と違つて町の中の小さな民家の中の一室、あるいは小さな庵の一棟にお祀りをしてですね、それを本堂として活動しているところが多かつたんですよ。ですから、權現信仰の活動停止されたら忽ち經營が成り立つていかないという。

横江・權現信仰と直に寺院經營とはつながつてますもんね。

宮城・だから、修驗道廃止までに家を放り出してしまって、お寺を放り出してしまって、帰農している人たちが多かつたんです。明治の一番最初に神仏分離ですか、「還俗せえ」というのが出てますよね。修驗道には還俗する人たちが多く出てくるのが明治五年に「無檀無住の寺は廃止」つまり破却せえという命令が出てる。

横江・それは宗派を超えて、と言ふことでしょう？

宮城： そう、宗派を超えてです。だから多くの寺院がそれに依つて修行のお寺、加持祈禱のお寺ですから。従つて、「無檀」檀家が無い。それから「無住」。還俗してしまつて、寺には住職はいない、家人だけでやつてている、と。

横江： でも、その時代の地方の小さな寺院とか、お堂だけのようなもの伽藍によつて信仰を立てて居るお寺もあつたわけですね？ そういうところを国家が召し上げたつてですよ、当時だつて不動産価値は無いに等しいわけですから。それはどういうんでしようか？ 神道を国教化していく政策上、必要不可欠として行つたんでしようか？ 神道を国教化していく政策上、必要不可欠として行つたんでしようか？ 今日の吾々の見方からすれば、何のメリットもないわけですから、やつぱり神道を日本の国教化する

にあたって、プロパガンダといふか、そういうことを、小まめにその時代に政府がやつたんでしようかね。

宮城：そうでしょう。簡単なことを言えば、目障りだつたんじやないだろうか？つまり、無檀無住のお寺がですね、修驗道で言いますと、その当時全国で約十七万の修

驗道の寺院が有つたんですよ。**横江**：十七万ですか？私は二十万と思つてた。ああ、そうですか。**宮城**：それこそ、一村一寺くらいに有つたわけなんですがね。これ、余談なんですが、今、全宗教法の人数は？

横江：十六万五千くらいですか？

宮城：まあ、それぐらいでしよう。**横江**：私、だいぶ前の数字で記憶してるんで、今はもつと増えてるかも知れないです。

宮城：今はもう、十七万くらいかな？

横江：どんなもんかな？

司会：十八万には達してないんじやないですか？

横江：だいぶ前に物の本で読んだのですが、十六万五千だつたと思ひます。

宮城：明治の頃の日本の人口はせ

いぜい六千万人。今は一億三千万ですか？人口に対する比率からすれば、当時の修驗道の寺院数つてのはものすごい数、ということになる。だから、当然のこと、何処にとつて目障りだつたんだと。

横江：極端な言い方ですけれども、そういう感情を抱かれるぐらゐの勢力が、影響力があつたんでしょうね。**宮城**：修驗のやつてきたことと云えば、薬事、薬ね。主として加持祈祷ですから、漢方薬なんかをやつてゐる者が多いんですよ。ところが、薬に祈祷が伴つてゐるわけなんです、宗教活動だから。薬屋と違うんだから。そやから、国の方は「薬を以て布教の材料に使つこう」と法令出してますわね。だから、そういうモンもあつてですね、加持祈祷を取り上げられていくことによって、修驗道というものは、ドンドンどんどん潰れていつた。で、聖護院の方は、その当時、全国で二万五千くらい末寺持つておつた。

横江：二万五千ですか？先ほど仰つた十七万という数字は？

宮城：十七万というのは聖護院以

外の修驗のお寺含めての数字です。修驗道はウチだけじゃありませんから。聖護院の末寺二万五千が、天台宗に帰属させられるわけです。修驗宗が廃止されると同時に、今後は天台か真言に入れ、と。で、ウチは天台に入った。それで末寺の数は五百になつたわけですよ。九十何%か減つたわけで。

横江：もう、壊滅状態ですね。それは、二万五千という勢力のあつた時点から、五百という寺院数になるに至つての時間、年数といふのは？

宮城：二万五千というのは天保七年（一八三六）の寺院台帳の数字、幕末のことですわ。**横江**：その時点から修驗道の廃止が明治五年（一八七二）だから、三十六年ほど…すごい勢いですよ。二万五千有つた寺院数が五百になるなんてのは…。

（小憩後再開）

横江：修驗道でも還俗するか神官になるか選択を迫られたと云いま

宮城：それに追い打ちを掛け、無檀無住の寺は廃止つていうのも

大教院が設立されるつていうのも

明治五年。

横江：それも明治五年ですか？

宮城：明治五年の十一月ですね。

ですから、ほゞ寺院が淘汰されてるつて云つたつて還俗のしようが

が発足してその活動があるわけやけれど。それでも、大教院は明治六年には廃止されるといふね。

横江：うーん。まあ、明治初年と

いうのは、宗教法人にとつてみたら正に法難であつて、色々な変遷がわざかな時間の中で成されていつたわけですねえ。

宮城：だから、その当時宗教法人が国家の法令に携わるところまで活躍できたのかつていうんじやないですね。宗教活動が。現在、全國に残つてる神社の中で、嘗て修驗寺院だつた神社はかなりの数に上ると思います。

お寺は潰されたけど神社に自ら変わつていつたのが非常に多いんです。だから、壊滅したわけじゃないんですね。宗教活動が。嘗て修驗寺院だつた神社はかなりの数に上ると思います。

が国家の法令に携わるところまで活動できたのかつていうんじやないですね。宗教活動が。嘗て修驗寺院だつた神社はかなりの数に上ると思います。

が国家の法令に携わるところまで

活動できたのかつていうんじや

ないですね。宗教活動が。嘗て修驗寺院だつた神社はかなりの数に上ると思います。

ないもんね。

横江：そうでしようね。それと、先ほどのお話で興福寺の件でも感じましたが、春日大社がまた、神官になる坊さんをかなりな人数受け入れるようなことが良くできたなあ、と。現実的な話、神官になつたお坊さんを生活させていかなければならんのですから。

宮城：まあ、しかし春日大社の神官は興福寺のお坊さんが皆、別当だつたから。明治になるまでも別当だつたわけだから。そんなに問題はない。

横江：でも、そつすると全国規模で考えますとね、そこまでの大規模じやないにしても、結構そういうケースが有つたわけでしよう？ 無数に。そうするとかなり大変だつたんじやないだろうか、と。神官として生計を立てるというと、回向本読んでおつた僧が、いきなり祝詞上げるということになると、若い者はまだ良いでしようけれども、もう私ぐらいの年齢じやあ：大変なことだと思いますよ、考えてみたら。回向本読んどつた者に祝詞読まんか、と。

宮城：そうやけど興福寺のお坊さんは両方兼ねとつたさかいに。修

驗の方でも祝詞を結構使いますからね。私らでも、今でも祝詞をよく使いますから。

横江：そうですか。私は一度、清水寺さんで管長猊下の祝詞聴いておりますけど。

宮城：だから修験では神勤することに抵抗はないんですよ。

横江：そういう面は有つたんですね。われわれ禪宗坊主は、なかなかこうは行きませんよ。

宮城：そりやあ、そうですわな。だから修験宗は教団としては潰されけれども、生き残つた修験者たちは多い。一つ、大きな例を挙げると、埼玉県に二峯神社というのが有ります。そこの宮司さんは埼玉県神社庁の庁長になつてます。

で、その三峯神社いうのは、元は聖護院の末寺やつたんです。それが神社に変わって、エライ大きくなつたんです。今の聖護院よりも大きいですよ。御用林なんかも持つてますし、朝廷や明治政府に大きな用材を出してますね。日本へ渡ってきた朝鮮人の先祖の神様やと云われどる高麗神社というのも、埼玉県にあるんですよ。

横江：どの時代に？どんな風にして？ **同会**：結構早い時代です。伊勢神宮にやられてるくらいだから。

宮城：あのね、ですから内陸に入つてくるのは、そう難しくないと思

ふると、秦氏よりも以前の先祖を持つて来とると書いてある。

横江：でも、埼玉つて内陸ですよ。

か？普通は九州か若狭経由ですね。若狭には今でも、百済街道がありますが、埼玉へつてどういうルート使つて行つたんでしょうか？

宮城：朝鮮民族の日本へ入つてくるのは、歴史の中でははつきりと解説されて無くてね。それに日本人そのものは、单一民族じゃないしね、たとえば、私どもの教団の開祖である役行者、その遠祖は朝鮮民族ですからね。

横江：朝鮮民族でもどつちになるんです？

宮城：百濟族かな？出雲族だから。高句麗は後になるんですかね？確かね。で、日本に密接に関係あつたのが、その一角にあつた任那の国か。なら、やつぱり百濟かな？

同会：百済族は出雲や諏訪へ入つてゐるんですよ。

横江：どの時代に？どんな風にして？ **同会**：結構早い時代です。伊勢神宮にやられてるくらいだから。

永年の信用・まごころのご奉仕

葬祭センター

● 公 益 社

本社・京都市中京区烏丸通三条下ル ☎ 075(221) 4000
フリーダイヤル ☎ 0120-00-4200
<http://www.koekisha-kyoto.com>

葬儀式場

公益社北ブライトホール (堀川紫明) ☎ 075(414)0420
公益社中央ブライトホール (五条大和大路) ☎ 075(551)5555
公益社南ブライトホール (堀川八条) ☎ 075(662)0042
公益社西ブライトホール (五条西大路) ☎ 075(322)0042
公益社宇治ブライトホール (宇治槇島) ☎ 0774(20)0042
公益社滋賀ブライトホール (大津) ☎ 077(523)0042

うんです。なんせ、日本国内そんなに広くないんだし。

横江：そりや分かりますけれども埼玉に至るまでに、何処でも幾らでも根を下ろすところはあつたよう思いますけれどもね。

司会：長野と埼玉なら近いですよ。

横江：そう言つたって、今みたいな道路があるわけじや有るまいし。

宮城：そういうようにね、神社になつて生き残つたのが修驗には沢山あるんです。神社になつて明治以後生き残つたけれども、やはり余所者に置かれていて、昭和二十一年にポツダム勅令で信教の自由が保障されるようになるまでは、冷や飯を食つているんです。修驗に於いてはですよ。修驗のことばかり言うと、座談会の本筋から外れるんですけどね…。

横江：いや、そんなこと無いですよ。

宮城：そういう中で、修驗だけじゃなしに市民の方から出たのかどちらから出たのか分からんけれども、面白いことには明治八年の十一月に「信教の自由」というのが諭達、公達つていうんですかね、出てるんです。

横江：全然、私は知りませんでしょ。明治八年？

宮城：それが割合長文で出てるんですよ。国家と宗教の中間に、教

法家、仏教にしてもなんにしても信教の自由を得て、行政上の保護を受けるつていうんだと。言い換えれば、行政上の保護を受けて信教の自由があるんだ、と。

横江：私らからすれば、それは全く逆を考えるわけですけれどね。

宮城：で、行政上の保護を受けている以上は、よく朝廷の趣旨を守つてやね、その政治の妨害をなさんように注意をして布教せい、と。こういう信教の自由やから、あくまで自由ではない。国家の指示に従う、という。今度の憲法改正案なんかでも。

横江：まあそりやあ、九条改正についての議論はありますけど。

宮城：九条だけじやなしにね。

横江：「信教の自由」は二十条で

横江：そうです。

宮城：そこへ繋がつてくる。

横江：そこで云わせて頂きたいのですが、やっぱり国家と宗教つていうのは、これ理想ですけれども、信教の自由つて云うのは、アメリカが一応謳つてるよう、ノー・サポート、ノー・コントロールで

すよね。まあ、これはまやかしながら出でこないと思うんですね。ノー・コントロール、ノー・サポート、これしかないと思うんですね。それしか出でこないと思うんですね。

宮城：でもまあ、明治八年に信教の自由について、少しそれが出たっていうのは、その前にキリストン禁止令廃止の公達が明治六年に出るのは日本の行政官がヨーロッパへ行って、キリストン禁止令が日本にあるのが向こうに分かつて猛烈な非難を受けるのが引き金になつてゐる。

横江：そういうのが有りましたね。帰つてきて、これではヨーロッパなどの列強の中で日本を近代国家にしていくには、キリストン禁止令を廃止せざるを得なくなる。そんなもんがあつたら駄目だ、といふことになるんでキリストン禁止

各大本山御用達

たち兵
老舗

草木兵助法衣店

〒604-0024 京都市中京区衣棚通御池上下妙覚寺町

TEL 221-0934 (代表)

FAX 241-0773

令を取り下げるんですね。そのようにして信教の自由つていうものがある部分ではそれを諷わなかつたら行けない時代だつたということになるのかな、と。

二、昭和から今日まで

横江：編集部長さんねえ、明治の頃の廢仏毀釈について、ずっと話しこんでしまったので、これくらいにして、昭和の頃から今日に至るまでの流れで話を持つて行つた方が良いんじゃないですか？明治の頃の話は、面白いところですが。

司会：ノー・サポート、ノー・コメントロールつていう話ですか？
横江：いやいや、アメリカだつてね、そんなことやつてるかつていつたらね、全然やつてないわけですよ。そらあ、今度ある大統領の就任式見て下さい。いつも話題になりますけど、なんで大統領が聖書の上に手を置かなければいけないんでしようか？アメリカは正に多民族国家であつて、それこそ色んな宗教があるわけですから。

宮城：ほんまやね。
司会：プロテスチントが多数派だからでしょう？

横江：それが間違いやねんで。それと九・一の一の時や。
宮城：神様の前で、ね。
横江：そうでしょ？人の心の持ちようつてもんは、さほど強くもなければ弱いものでもないけれども、徹底させるつていうことは非常に難しいし、また危険性はあると思います。原則論で行くと。だから、ある程度ファジーなところを残しとかないとイカんのでしようが、日本の近代史の中では国と宗教、国家と宗教を考えると、吾々にとつてあまり良いようなものは無かつたですね。

宮城：私もそう思うんですね。禅宗の方に於いてはですね、沢山の派がありますね。今、幾つあるんですか？
横江：十三くらい有りますよ。本山として考えると。

宮城：そうですか。戦争中ですね、昭和十五年から終戦まで宗派合同つていうのが有りましたよね。

横江：有りました。合同臨濟宗とか。

宮城：禪宗は何派くらいに統制されました？

横江：禪宗は、當時十三派が合同して一派となっています。曹洞宗と臨済宗が、一派にされたということになります。

宮城：ああ、そうですか。なるほど。

横江：でもね、それは数年間も無かつたんじゃないですか？

宮城：三年ほどですか。明治以降、聖護院は天台宗寺門派だつたんですけど、昭和十七年に天台宗に吸収合併されたんですね。天台宗寺門派つていうのは、無くなつて天台宗になつた。

横江：合同臨済宗の初代管長つていうのは、確か足利紫山老師じゃない？

司会：そうです。

横江：そうやなあ。でも、各宗派合同の期間てのは、三年もあつたんですか？

宮城：そうです。私の親父は昭和十七年に比叡山から天台宗の教学部長の辞令貰つてますからね。昭和十七年に聖護院が天台宗に合併



寺院莊嚴具・仏像・仏具・仏壇
位牌調製 製造販売
妙心寺派寺院御用達

真心で創る



ね も と 店
〒507-0078

株式
会社

竹内佛具店

岐阜県多治見市高根町3-75-2(旧248号沿い)
TEL <0572> 27-2204
FAX <0572> 27-2204

ショールーム
〒507-0833

岐阜県多治見市広小路3-28
TEL <0572> 23-8746
FAX <0572> 24-1008

されたときの辞令なんですよ。

司会：臨済宗合同の期間は、二、

三年だったでしょ。

横江：でも、活動の実態はないやろ？
合同という形を取つただけの話であつて、合同臨済宗として、宗制と

いうようなものを出されたという
ようなものは無かつたように思つ。

宮城：私が得度受けたんは戦争中
なんや。昭和十九年の冬に受けた
んですよ。その時は天台宗三派が

合同していて、私の辞令は比叡山
から貰つてます。

横江：比叡山まで行かれて得度さ
れましたですか？

宮城：いいえ、この聖護院で得度
うけたんですけど。得度の検証願
いを比叡山へ出して、向こうから

辞令が下りてくる。今の聖護院の
僧の中で、比叡山の辞令持つてる
のは私くらいでしょ。（笑）

横江：そんな風な時代の記録、あ
るいは書類がまだ残つているんで
しようかね？

宮城：聖護院には残つてます。比
叡山の方には無いかも分からんけ
どね。

横江：戦前の三年間くらいの合同
臨済宗になつた頃であつても、垂
示式なんかは所属する本山でやる

わけでしょ？法階などの辞令は、
関わつてゐる宗派から出るわけでしょ
う？まとめたところから出すわけ
じゃないでしょ？形だけじゃな
いのかなあ。

宮城：やはり当時の宗派それぞれ
によつて違つたんでしょね。天
台宗の場合は、完全に合併され
たところから文書が出てる。天台の
場合は山門、寺門、真盛の三派し
かなかつたからでしょね。

横江：やはり法式といいますか、
臨済宗では各派違いますから。
横江：やはり法式といいますか、
臨済宗では各派違いますから。

宮城：そう、違いがあつて良いん
ですよ。ところが宗教団体法の下
では、違いを無視して纏まらざる
を得ない。

横江：国家が宗教を管理するとい
う面から言うと、そういう発想に
なりますよね、昭和十五年（一九
四〇）、正に第二次世界大戦に向かつ
ていく頃に、宗教団体法つていう

横江：そんな風な時代の記録、あ
るいは書類がまだ残つているんで
しようかね？

宮城：聖護院には残つてます。比
叡山の方には無いかも分からんけ
どね。

横江：戦前の三年間くらいの合同
臨済宗になつた頃であつても、垂
示式なんかは所属する本山でやる

精神的主軸です。
宮城：そうですね。

横江：法律として、法案として宗
教団体法というようなものを作り
上げていったのは、どのような人
たちでしょ？

宮城：それはその当時の内閣です。
横江：官僚でしょ？宗教団体法
だつて官僚の作文でしょ？だから、
私も先ほど言いましたけれど
も、これだけの大きな法案が作ら
れるときに当たつて、今風で言う
ならば審議会とか、それなりの研
究機関を設けた中で意見を聞いて
ですね、取り上げて行けるはずで
すけれど、全く宗教団体法つてい
うのは話にならない内容ですよね？

宮城：そう、その通り。

横江：そりやもう、当時は国家神
道なんですから。だから、宗教は
俗事には携わらないという、変な
プライドがね、吾々日本の仏教僧
は良い意味で持つていたんでしょ
うし、あるいは日本国民おしなべ
て神の子であるという精神構造が
醸成してきた近代史なんかと思
うんですけどもね。宗教団体法な
んてのは、細かく読んでませんけ
れども、正に國家神道聖典であつ
てですよ、仏教がどうのとか、一

文化を未来へ!!

社寺建築専門・設計施工・文化財修復



株式
会社

小 島 建 設

代表取締役 小 島 隆

本 社 〒511-0045 三重県桑名市伝馬町103番地
TEL. 0594-22-6200 FAX. 0594-23-3745

関東事業所 〒213-0032 神奈川県川崎市高津区久地1-15-2-103
TEL. 044-272-3511 FAX. 044-272-3533

社の世襲神職を廃止する。官に於いて神職を選任する」と。明治四年に出てるんですから、それまで世襲制も有つたのでしょうか。ですから、国の祭祀や、と。だから、官に於いて選任すると言う以上は、ここで国から給料が出ることが決まるわけです。

横江・明治四年と言うよりも、明治元年の祭政一致の布告で以て、そういうものは考えられていたんではないですか?

宮城・基本はそこです。

横江・そうでしょう? 明治政府の成立時点から神官が公務員であるというような考え方には、有つたと言えるわけですね。

宮城・それが法令化されたのが明治四年なんです。そこで官幣国社なんか、年間の祭祀料が幾ら、とか決められていくんですね。村社、郷社なんかが整備されていくのも、その頃。神社界が整備されしていく中で祭祀料が決められていくんですね。ですから明治の初めにそういう方向付けが為されていましたと言えど



思いますね。
横江・そうしますと、明治元年から流れとして、昭和十五年、二十年まで來てるわけですか。それでこの八十年間というもの、やはり寺院側から国家に対し「宗教法人法」的なものが制定されていく中で、何某か提言をし、何かを為してきたということは、この時代には感じられるものが無い時代です。

宮城・そう、無いですね。

横江・有りませんよね。
宮城・すべての宗教団体を大政翼賛会の中で國を守る側に入れておりましたから。反省するべきはやはり戦争に向かうために私らの親たちは、必死になつてそれを説いていたわけなんですよ。私たちが小さいときに聞いたなんでも、「お不動さんは何で剣持つてはるか?」と。「あれは破邪顕正や」と。「邪は鬼畜米英であつて、吾々の日本の正義を通すためにお不動さんのあの剣で敵国を降伏さすん

や」と。お不動さんはそう言う姿を現してゐんやと、小さいながらも教えられたんですね。だから、どこの宗派でも皆、そういう方向で動いたんとちやうやろか?
横江・いや、そうです。それは昭和十五年から二十年の五年間の動きは、正に戦争協力ですよね。だから、管長猊下仰つたように伝統佛教教団はおしなべて戦争協力をしていきましたよ。吾々のところだつたら戦闘機の献納とかね。本当に禅宗の教えを歪曲して戦争贊美にすり替えていつたわけで。すべての宗派がそうだつたんですよ。最近、戦後六十年も経つて、妙心寺派でもようやく戦争協力責任というか反省が出てきてるんですけども。オランダのある女性が坐禅会に参加して坐つて居つたら、当の臨済宗が戦争協力をしてきただと知つて、また、その人の父親が南方で日本軍の捕虜になつて虐待を受けていることもあつて、戦争当時に臨済宗が戦争を贊美していたのはおかしいぢやないか、と突きつけたわけですよ。それに争賛美したという事実はその通りであつて、時代とはいえ反省しま

利 諸瓦 各宗社寺御用達
株式会社坪井利二郎商店
社寺當縉事業部
名古屋市中区栄五丁目二番七号
TEL(052)241-10926

大切な御坊いつまでも
信仰の拠り所として建立された
安心してお使いいただくために:
大切な御坊

全くの新築という方法もありますが、消防法の関係で木造の御堂は建てられないというケリスも数多く見られます……

す、という声明を一昨年ぐらいに出したんかな。

司会：妙心寺派の宗会では議決しましたようです。

横江：そう、宗会通して、広報に載せたでしょ。

宮城：戦争の当時からというか、宗教者って云うものの大部分は、権力に従う癖が付けられているんですよ。

横江：いや、それは最も話したいところなんですがね。一八六〇年以後、全部そうですよ。明治以前はね、仏教界もしつかりしどつたですよ。悪僧も居ますけれど。やっぱり明治以前と明治以降とでは坊さんの性根が変わりましたね。やつぱり腹切ってでも言うべきことは言う、あるいは、抗するべきは抗するぞというのが居ましたよ。ところがもう、日本が近代国家になつていく中で、みんな骨抜きというようになつてきたように私は思うんですよ。

宮城：明治からこのかた、そのように飼われてきたということもある。それこそ、昭和二十年に社会的にも政治的にも宗教的にも自由に対する制限が解除されたと。昭和二十年の十月に発令されてね。

神道指令の時に吾々が自由になつた。自由になつたけれども体质というのになつたところか、今でも坊さんの世界を見てみると

ね、財界とか政界にすり寄る、そういう意識して発言する、そういう人たちが非常に多いねん。

横江：仰るどおり。

宮城：私はね、ウチは入つてませんが、全日仏の体質見たかて、何で民主党や自民党と朝食会せんならんのや？と。なんで自民党やらんのや？と。そういう問題をいつも感じるわけやねん。

横江：いやあ、私はそういうことに余り携わつてませんから分からないんですけど。全日仏の理事会、あれは宗派の枠が決まつてゐたのですね。国連じやありませんけどだから、浄土宗、東西の本願寺派、日蓮宗、曹洞宗。臨済宗も入つてますけれど。吾々のところなんかは、確か発言權なんか無いはずですよ。何かそういうの有るでしょ？

宮城：有りますね。

横江：あれも根本的におかしいですね。

宮城：理事を出せない宗派もあるんですから。

横江：そろそろ、お金は払えとは言われるけれども、なんら協議機関にも入れてもらえない、発言権が無いというか。そんなことを耳にしましたけどね。

宮城：決められたことを承認するだけのグループになるということですわね。

横江：そりやあ、おかしいですよ。

宮城：とにかく全日仏、だけではなくても、お坊さん個々の中に政治家と聞いたとたんに、コロッとなり寄つていく体質が今でもあるつていうのは八十年間頼つてきた権力に対する思いというのが残つているのではないか、と。自由になつて、何で政治家や企業家に対して自由にものが言える時代になつて、何で政治家や企業家に対しても私が言えへんのかな？と私はいつも思うんですけどね。

横江：所轄厅というか行政に対してはね、彼らは権力や許認可権を持つてますから、そ



御 法 衣・莊 嚴 具 調 達

臨濟宗各本山御用達

大 黒 屋

株式会社



神 田 法 衣 店

〒604-0001 京都市中京区室町通丸太町下る道場町15番地

電話 京都 (075) 221-3507番(代)

FAX (075) 252-5098番

◎地下鉄 京都駅～烏丸丸太町下車④番出口徒歩3分◎

いうものに屈する体质というのには染みついているんでしようね。先ほど言いましたように、一八六〇年以前の方が、健全な仏教僧は日本に居ったんじゃないか?と。極端な言い方ですけど、私はそのように思つてゐるんですけどね(笑)

宮城：いやあ、それもそれそれでね。

横江：それとですね。神道指令なんてまさにそうでしよう?これは日本の国内にいた宗教者たちが国に働きかけて造つたものというのでは無くて、GHQがこうしろと命じたわけですから。それに乗つただけの話であつて。宗教者みずからが、この時代に何か言えた、要求すべき努力をしなかつた。逆にGHQの方から、統治戦略の中で神道指令を出してきたんだと思ひますけれど。日本の国家神道といふ精神性をもつて、また国作りをされたらアメリカが困るということがあつたんでしょう。でも、この時代に宗教者側が何か言えたはずだし、何か手を打つてしかることがあつたんでしょう。でも、この時代に宗教者側が何か言えたのは、なつかた、しなかつたと言うのは、戦後までの八十年間にこつびどくやられたことと、先ほどから話に出てくるように、何か染み付いて

いるような悪習から脱することが出来なかつたんでしようね。情けないかな。

宮城：終戦の頃、私は中学生だつたんだけれども、当時は皆誰でも竹槍を磨いて鬼畜米英の中へ殴り込みかけて玉碎するんだというような教育を受けていたのが、昭和二十年八月十五日を境に民主主義の時代になつて、夏休み済んで学校へ行つたら、すっかり教育の様子が変わつてしまつて、こないだまで何をやつていたんだという思いを持つたし、一時荒れた事もあつた。軍国少年でしたからね。民主主義になつたんだから、反省を今こそ言えるときだというようなことは、そつ簡単に順応できなかつた。

横江：それこそ、その以前から反戦家というか戦争に対して疑問を抱いていた人たちというのは居た訳ですし、そういう流れもあつたわけですよね。そういう人達がこの時に何某かの行動が起させなかつたのかな、ということを漠然と感じます。でも、今貌下が仰らげたように、その時代に吾々の宗門でいえば、人生の指針を無くして教えられてきたものが一変してしまつたと云うことが縁でこの世界

に入つた方々は結構多いですね。

宮城：宗教法人令つていうのが、認められて、社会的にも自由人になつたんだということを、ひしひしと感ずるようになる。翌年に日本憲法が制定される中で、はじめて私たちの中に民主主義がだんだんと根付いてきた。あの時代は間違つていてきた。あの時代はようやくその頃になつて分かつてくる。今、横江さんが仰つたように、神道指令や宗教法人令が出た頃に、当時の宗教人が影響力を与えるような発言が出来る程まで洗練されていなかつたというのは誠に残念だつたけれどね。

横江：終戦までに仏教界含めて叩きのめされましたもんね。

宮城：そうですよ。天皇の玉音放送、あれ何を言われたのか意味がよく分からなかつた。

横江：あれは殆ど良く聞こえなかつたという方々が多かつたんでしよう?ラジオにも依るのか知らないけど。

宮城：意味が分からなかつたから、親父に「何やつたの?今のは?」つて訊いたんですよ。そうしたら、「戦争が終わつたんや」と。戦後、よ

ふれ愛宣言
清香苑 UNION 株式会社 清香苑
ホームページ <http://www.union-jp.net>

セレモニーホール 日本ライン会館

日本ラインの流れと共に
大切なひとときを

可児市今渡1482-8

24時間受付 葬儀のお問い合わせは 0120-62-3171

ここに豊かな人生を創造する
県下初 国際規格「ISO9001」
(葬祭サービス)を取得!
日本儀礼文化調査協会(JECIA)
【五つ星認定】

セレモニーホール まほら会館

水と光がおりなす
感動のセレモニー

可児市広見1012-1

0120-62-3780

いい人いい家いい仮壇
おぶつだんの
清香苑

可児市広見1664

うやくモノの云える様になつたのが昭和二十一年以後。民主主義教育というものは、貴重な教育として受け止めて行かなきやならない。ただ、昭和二十年から後、日本が宗教法人の問題だけじゃなしに、いわゆる国家というものが国民を締め付けていく方向にどんどん移ってきているつていう動きには少し危険性を感じるんですけどね。

横江：私もそれは同感ですね。

宮城：仏教会でよく研究して居る

以上に、洗先生が『国家と宗教』の中にキチンと総括して居られるけれども、宗教法人法の改正問題、あれなんかでも宗教法人審議会どいうものがありながら、その半数が宗教法人法の改正問題について疑義を持った。にもかかわらず議長がその改正の決断を下した、と。しかも、その宗教法人法の改正に疑義を述べた審議会のメンバーがやはり宗教人であつた。そこで国は、宗教法人審議会の委員を入れ替えて、人数を増やし宗教人を少なくした。宗教法人法改正の方向に持つて行つて、宗教人の発言を抑えていこうとする姿勢ですね。それは日本がアメリカと組んで戦争をする方向に向かつているやに

受け取れる中でのことと関連すると思うけれど、宗教法人法の改正さえも宗教人を排斥してもやろうという。今回改正された宗教法人の中身つていうものは、行政が宗教を監督すべきものだという基本的な考え方がある。だから、許認可制であった宗教団体法の時代の精神構造つていうのは、そのまま官僚の中に受け継がれてきてる。

横江：まさにそうですねえ。

宮城：だから、仏教会ではそういうことを声を上げて

きたけれども、その声をもつともつと上げていかんことには、どうにもならんのと違うかと思うな。

横江：そう思いますね。

宮城：ウチなんかでも宗教法人法の改正に反対し、その届出制度に反対する以上は、毎年の報告や届け出をしない、という決議を宗議会でしているけれども、宗内に異論はあるわけです。国で決まつたことなんだから、「國の制度に従るべきだ」というようにね。

横江：何故に国に逆らうようなことをするんだ、と。僧侶の身分にあるものが良くないんじゃないかな、ということですね。

日本が近代国家になつてからの僧侶と、それ以前の僧侶の方と比較したら近代以前の方がしつかりして居つたと思うわけですよ。その時代というのは、量り知ることが出来ないことが多いかと思います。

宮城：国で決まつた以上は、なんて云うとね、なんでもそくなつてしまふ。大変なことになるよ。

横江：いや、そういう意味に於いても、先程来言つてますように、

日本が近代国家になつてからも藩主様の管理下だからね。

宮城：ただ、幕藩体制の中では藩

も近代国家に比較する以上の締め付けというのも幕藩体制の中では、まだ氣骨があつた様に思いますね。

横江：まあ、そりやそうです。で

ていうのはね、もうちよつと時代を遡つて考えるんです。聖(ひじり)の活動が盛んであつた平安から鎌倉に掛けての頃ね。永觀堂の永觀

法律家とか空也上人としても弘法大師空海にしても聖であつたし、庶民の中で動いていたわけですね。

横江：猊下の仰る「聖」と言うの

大本山妙心寺御用達
臨濟宗法衣化具調進所



澤野 法衣店

〒615-8238 京都市西京区山田車塚町15-81
電話 京都 (075) 392-6181番
FAX (075) 391-6181

は、何かの本で読みましたけど、幕末まで有つたようですね。ところが近世の聖というのは無許可の僧侶で、宗派に属していないですかね。幕末の写真集なんか見ると、半僧反俗の乞食のような姿であつて民衆に頼まれて加持祈祷や占いをしていました良からぬ人種のような聖が多かった、と。

宮城：その頃になると聖の質が、どんどん落ちてるわけだ。

横江：ですからその頃の正式な僧侶、優婆塞僧侶と一緒にするよう、「坊主憎けりや袈裟まで憎い」と聖を見てそう思われるようなどころがあつたんじゃないですかね。

宮城：それを取り締まるのは明治になつて淫祠邪教の取り締まりということで、まじないであるとか、聖が街中を流して辻説法やつてるのにデレレンデレレンって、諧謔的にやつてるのがある、そういうのを無くそうとするわけだ。

横江：しかしまあ、平安以来そういうので聖はメシ食つてきたわけでしょう。人生の落伍者つていうわけじゃないんですけど、みずから聖になつて生業が保てたんでしようね。

宮城：江戸時代の聖って言うのに就いてはね、あまり聖らしい伝記が出てこないんですよ。

横江：そんな伝記の残せるようなものでも無いですよね。

宮城：まあ、そうです。口伝の世界も大いにあるし。ただ、鎌倉時代辺りの聖的活動って言うのは見るべきものがある。

横江：そりや仰るとおりですよ、時代を遡つていけばね。半僧半俗というより全俗というような聖が、明治維新を迎えるまで何百年も生き延びてこれたんだなあ、と。管長猊下が仰るような、真つ当な聖のルーツは役行者まで遡つていいくんじゃないでしょうか。

宮城：そうですね。平安時代の文学でも清少納言が、枕草子に書いてたかな「名のある聖を召し集め」って言つて、集めた聖に宮中で加持祈祷をさせた、と。「聖どもの頭から煙を出して云々」と、まあ護摩

の煙なんでしょうけど。そういう光景が書かれている辺りを見ても、當時の聖の活動っていうのは、割合に力のある活動家が居つたようですね。宮中に召し集められるようになり高野聖になり、乞食聖になります。その後になると、聖が祭文語りになり高野聖になり、乞食聖になります。そのまま市井の人々に対しても無いです。本來、遊行する姿の聖だからこそ市井の人々に對して色々な救いを与えてきているはずなんだけれども、それが定着してくる中で巫女などと慣れおうて夫婦になるなんてことも有つたりしてね。必ずしも聖が悪いものばかりではなかつたにしても、明治政府が彼等に目を付けてたということは有つたんでしようね。だから教団としての取り締まりをしただけじゃなしに、修驗道が廃止される以前には淫祠邪教、それからまじないをする者も取り締まつてますから。

横江：でも、まじない的なものは吾々伝統教団でも付き物ですけどね。今でもやつてるし。

宮城：加持祈祷つていつたらね、それをまじないと見るか、仏様のお加持と見るかは捉え方によつて違つてくるからね。オウム真理教

フリーダイヤル 0120-86-2779

仏壇・位牌・寺院用具・仏教美術品

ぬしや仏具店



浜松市浜北区貴布祢504-7
FAX 053-586-8779

漆・金箔の天竜工房
浜松市天竜区西藤平1664

仏壇・工芸品修復の新原工房
浜松市浜北区新原4243-1

の時に加持祈祷っていうものがやり玉に挙がって、吾々がやつてることがオウムの亜流みたいに書いた新聞社もあつたな。でも、そこの処を私たちと違う世界の中で勝手な判定をして貰いたくはないね。宗教法人法が改訂された中では、正しい宗教行為をして居ない宗教団体を取り締まるというのが原点だつたわけだ。オウムみたいな危険なことをやる宗教団体がある、それに対して宗教法人法取り締まりが出来ないのかという議員の発言によつて考えられたのが、宗教法人法の改訂だつたんですね。

横江：でも、あの当時色々な議論がありましたが、私が一貫して言つてきたのは、敢えて宗教法人法を改正しなくつたつて、一般刑法で十分間に合うことだし、それでオウムを取り締まるべき事であつて、本来の思いは別の処にある。

宮城：その通りだと思います。オウムの問題なんかは別の法律で取り締まることが出来た。ただ丁度良いタイミングで色々なオウム関連の事件が起きた、思惑が当たつて宗教法人法改訂に至つた、ということでしょう。

横江：各伝統教団も宗教法人法改正には諸手を挙げて賛成しなかつたわけで、異議がありますよ、どあるいはちよつとお待ち下さいと言つて意見が大勢を占めていたと思うんです。ところが改訂されたら、全く議論に挙がつてこないですね。でも、国として見れば、あの法改訂をしてからあるストーリーがあると思うんです。穿つた見方かもしませんが、数年前の公益法人の改訂にしたつてね、最近ではペット葬祭、あるいはペット霊園に関する判例がこの一年の間に最高裁まで行つて二つ下りてるんです。江戸時代までペットに関わる葬儀とか供養をして居つたお寺は税法上課税はしない、と結果審れたんですけども。もう一方は愛知県の方の天台宗のお寺で、ペット霊園、動物墓地とかペットの葬儀もしている、と。以前からやつてたんだけれど、規模を大きくしたときに「あんたのところは、そりや認められない」と言うことで、最高裁まで行つて争つたようですが、敗訴してるんですね。吾々、宗派を超えて仏教の精神から言えば、「草木国土悉皆成仏」ですから生きとし生けるものすべてに仏心

横江：各伝統教団も宗教法人法改正には諸手を挙げて賛成しなかつたわけで、異議がありますよ、どあるいはちよつとお待ち下さいと言つて意見が大勢を占めていたと思うんです。ところが改訂されたら、全く議論に挙がつてこないですね。でも、国として見れば、あの法改訂をしてからあるストーリーがあると思うんです。穿つた見方かもしませんが、数年前の公益法人の改訂にしたつてね、最近ではペット葬祭、あるいはペット霊園に関する判例がこの一年の間に最高裁まで行つて二つ下りてるんです。江戸時代までペットに関わる葬儀とか供養をして居つたお寺は税法上課税はしない、と結果審れたんですけども。もう一方は愛知県の方の天台宗のお寺で、ペット霊園、動物墓地とかペットの葬儀もしている、と。以前からやつてたんだけれど、規模を大きくしたときに「あんたのところは、そりや認められない」と言うことで、最高裁まで行つて争つたようですが、敗訴してるんですね。吾々、宗派を超えて仏教の精神から言えば、「草木国土悉皆成仏」ですから生きとし生けるものすべてに仏心

が宿つて居ると、それを仏性といふわけですけれども、それを国は認めない、と。犬猫、ペットに関する宗教行事であるから、ペット供養の非課税を通してあげよう、と。もう一方は駄目だと、こういうことは、もつと取り上げて知らしめないといけないことを、他にも国とやり取りして考えることがあつても良いんじゃないのと思うんですね。ペット供養に関する判決文に、「犬猫が死んで納骨堂に納めると言つことは、供養じやなしに倉庫業だ」と、はつきり言つてゐるんですよ。判決文の最後の方には、「況んや人間様の供養については云々」と書いてあつたように思うんです。

宮城：そのうちに大谷さんも倉庫業だと言われる虞れがあるよ。

横江：まず、絶対に主張しなければならないのは仏教の教えからすると、犬であろうが猫であろうが「尊い命」というものがあるつていうのに、あるいは人間の心の問題でもあるのですから。宗教的精神の尊厳性、それを司法が判断すべきでは

精進料理・慶事・仏事御膳料理

御料理・仕出し

紀文

岐阜県山県市青波 262-1
本店(代) TEL. (0581) 52-1090
FAX. (0581) 52-3020
岐阜サービスコール ☎ 0120-371605

御袈裟法衣調進所

みやび

雜 法 衣 店

〒602-8407
京都市上京区大宮通寺之内通り下ル西入伊佐町237
TEL (075) 431-5098
FAX (075) 431-8495

ないんではないでしょうか。

宮城：およそ命あるものすべて供養の対象だからね。供養するという精神をね、そこで否定してしまつたらいかんのね。その業態というか供養のあり方にいわゆる葬祭業者が余り入り込まない形態を取るべきだと思うな。

横江：吾々サイドがしつかりわきまえ、運用を勉強すべきですよ。

葬祭業者に一切丸投げするような事があつてはならんと思います。葬式坊主、葬式仏教と揶揄されますればども、それは正に葬儀社に任せつきりにしてきた吾々側の責任もあると思うんですね。吾々がする宗教行為は、みずからが主体になつて仕切つてやらなきやいけないです。だから非常に安易な宗教行為をすることは考え直さないでね。だから非常に安易なきやならんと思いますね。

宮城：宗教行為に問題点があるのがあつても良いでしようが、宗教行為を否定するような判例は造るべきじゃないと思いますね。

横江：同感ですねえ。

宮城：木に対することでも、供養という考え方がなければ、木を切るときでもそこでお経上げません。

横江：そりやそうですよ。吾々仏教者はペツト靈園とかペツト葬に携わつてゐるわけで、携わつてない神社なんかは御神体が石ころであつたり、自然の大木であつたりするわけでしよう。それは司法の考え方からすると供養が成り立たないということになるわけですよ。そういう判断を司法に委ねたらアカンでしよう。だから宗教法人法に則つて考へるならば、十年ほどしか続いていない新興宗教が潰されたりするわけで。だいたい、十年続いていようが千年続いていようが宗教法人としては一緒なはずなのに。千五百年続いてる教団だから、この宗教行為は認めましょ、わずか十年の歴史しかない教団の同じ様な行為は認めません、というのが昨今の司法の判断であるようです。

宮城：そういう判例は、宗教法人法の理念を体していいんですよ。

横江：法人法、というのは全ての宗教法人に対して平等であるべきです。伝統教団であろうが新興宗教であろうが、一緒なんだ。

宮城：最後になりますが、吾々も勿論、法の中で動いているわけだけれども、少なくとも私たちの世界では法律によって動くんじやな

いという事だけは押さえておかなければならぬと思うんですね。私たち宗教家が何によつて動いているのかつてことが釈尊の教義を中心して、いわゆる吾々の中に持つてゐる宗教法によつて動いているんであって。世俗の関わりの中でも動くんじやないということをキチンと押さえとかないと。

横江：その辺を僧侶自身が意識しないことが非常に多いんじやないかと思いますが。それは吾々サ

イドの問題ですけど。そういうことを吾々は真摯に受け止めて自淨作用が働くような宗門のあり方を考えなきやならんかなと思います。我々自身が、修行時代はまだしも許せるけれども、寺院の住職になつてからは大半が世俗的判断で寺院運営、寺院護持の面にだけ生きて居るような面ばかりがどうも多いように思います。

宮城：まあ。護持だけとは言えん様に思うけどねえ。

横江：でも、総論として、そういう評価、見方になるんじやないかと思うんですけどね。

宮城：世間というのも大事にしあなきやならないんで、世間から坊さんがどういう風に見られている

御法衣・莊嚴具・稚児貸衣裳

△山田八郎法衣店

〒460-0011 名古屋市中区大須三丁目39-31
電話 (052) 241-1817 FAX (052) 241-1834

かを念頭に置かなければいけないかんと思うんですよ。世間に阿るというのではないけれどね。というのは、新聞が世論を形成していくように、世間が世論を形成する元にあるんで、「あのお坊さん、お坊さんにあらまじき行為を云々」などと言われないような生き方をしていかんことはね、というのが法以前の問題だろうと思うんですね。法以前の世界に在ると認められているお坊さんが、宗教家が、大きな声でアピールすれば、「そうやな」と聞かせる、頷いてくれる人達を育てないといけないし。理想はそこじゃないかと思います。そこで始めて世論が形成される。司法にまで影響を与えることが出来るかどうかまでは疑問ですけれど。少なくとも何らかの影響力を持つことは出来るんじゃないかな、と常に思っています。

横江：その通りだと思います。そういう意味での存在の自覚は、宗教家それぞれにお有りじゃないんでしようかね。

宮城：僧侶つていうのは世俗の中で生きているけれども、企業家、あるいは権力者といわれる人達と

交流する、親近（しんごん）するというのは良くないとと思うんですね。だから修験では、そういう関わり一切ない。

横江：でも、それはスタンスの問題だと思いますね。来るのは拒まず、敢えて自ら媚びを売つてしまふ。そういう人達に何かの代償を求めるようなポジションは宗教家として持つべきじゃないし。来るものは拒まないで喜捨されるものを排除することはないと思ふんですね。さきほど日本の仏教僧は預かつて居る伽藍の維持管理に精一杯で、本来の宗教活動が出来ていないと申しましたけれど、預かつて居る伽藍の維持管理も責任在るわけですから、みずから経済活動はしませんけれども喜捨を受けんことには、現実的に宗教活動が出来ないということもあるわけですから。自ら謀つて得ようとするんではなくして、あるがままにいる中で喜捨されるというのが理想じゃないでしようか。

宮城：「親近」（しんごん）というのは、法華經の安樂行品に出てくる言葉を使つたんすけれど、それは正に「みずから謀つて」なんですよ。そういう態度を正に「親

交する、親近（しんごん）する問題だと思いますね。来るのは拒まず、敢えて自ら媚びを売つてしまふ。そういう人達に何かの代償を求めるようなポジションは宗教家として持つべきじゃないし。来るものは拒まないで喜捨されるものを排除することはないと思ふんですね。さきほど日本の仏教僧は預かつて居る伽藍の維持管理に精一杯で、本来の宗教活動が出来ていないと申しましたけれど、預かつて居る伽藍の維持管理も責任在るわけですから、みずから経済活動はしませんけれども喜捨を受けんことには、現実的に宗教活動が出来ないということもあるわけですから。自ら謀つて得ようとするんではなくして、あるがままにいる中で喜捨されるというのが理想じゃないでしようか。

司会：本日はどうも有り難うございました。

横江：吾々の宗派では、頭陀行、托鉢をして生活の糧を得るあるいは修行を援助する糧を得るという形なんですけれどね。やはり世間との何某かの接点を持つて居る中で生かされているわけですから、自ら謀ることなく世俗との関わりを持つというのが理想というか、一番良い有り様じゃないかと思うんです。

近」と言うんであって。有り様によつて、ごく自然に寄つてくる、これはすべての人を避けたらいかんのですから。

宮城泰年猊下 プロフィール
（一九三一年、京都市左京区聖護院内の積善院に生まれる。龍谷大学文学部国文学科卒業後、新聞社に勤務。ボル・ボト政権下のカントボジアなどを取材し、アジアの仏教者と親交を深める。その後、本山修験宗聖護院に奉職。庶務部長、宗務総長、聖護院門跡執事長などを歴任し、二〇〇七年、門主に就任。新聞記者時代の経験を活かし、宗教者の平和活動に取り組む。京都府・京都市仏教会事務局長を経て、京都仏教会常務理事、日本宗教者平和協議会役員などを歴任。龍谷大学文学部客員教授として教鞭をとる。

寺院仏具(各種記念品)制作・販売

有限会社 天眞堂
中央社寺工藝社

〒451-0031 名古屋市西区城西1丁目10番21号
TEL (052) 532-0607
FAX (052) 532-0608

※軸表装、頂相、天井絵、古軸修理、仏像修理など受け承ります。



浜松支部副支部長
正光寺住職
松尾 正澄

参道から見えるもの

…であると同時に「寺なればこそ…」のこだわりも感じられました。つまり檀家さんが日常の各人の生活空間では味わうことのできぬ靈性空間を先ずは寺ができる限りの準備をして、その上でお待ち申し上げることだつたような気が致します。

非日常的空間

昨年十月、先代からの念願でもありました本堂前の造園工事が大勢の方々のお知恵とご協力によってようやく整えることができました。いかにしたら築三百年の本堂に地味ながらもやわらかな品格を持たせた衣を羽織らせてあげられるだろうかと、先代も含めて永年の日展掃除や植木の手入れを行ないながら拈提してきました。

先代靈峰和尚は昭和三十年に古月道場宮崎大光寺を辞して荒廃したこの寺にやつて来ましたが、もとより蒲柳の躰に鞭撻しながらそれはコソコソと黙々と草を撒い小石を拾う底の日常でありました。幼い私でさえもお経の肝要なることは勿論ではありますが、作務の大切なことは美しい箇目を残し塵を取り終えた跡形も残さぬ師匠の掃除の見事さから充分に理解することができましたし、いつの間ににもなつっていました。庭にことも珍しくなくなつてきました。庭にしても昔はどこの家庭にも柿の木やみかんの木などがあり、子供たちは木登りをしたり果実の収穫を楽しんだりしたもので遷化した先代の日々は「只、ひたすら

昨年十一月、方広寺において住職研修会が執り行われました。大隱窟老大師のご提唱に引き続き福岡長性寺住職、野口善敬師の「禪門陀羅尼の世界」およびN HK趣味の園芸講師、玉崎弘志氏の「庭づくり再発見」のご講演を拝聴致しました。その中で玉崎氏は、近現代に入り一般家庭ではますます欧米化が進み、建物の中は既に和の空間ではなくなり、庭に至つても家人が樹木を植えたり手入れをしたり、庭を眺めてゆつたりと心和ませる風景は無く、止むを得ない事ながら、

各家庭において以前のような暮らしや空間をもはや取り戻すことが不可能であるならば、せめて寺院・神社くらいは人々の日常から消え失せたものやことを博物館としてではなく、やはり道場として靈場として常に湛えておかなければならぬと思うのです。そう、もはや寺や神社は最後の切り札的存在なのですから。

サークルにはピエロが…

前出の私の師匠と共に作務をする中で、において各部屋は個の時代に即して孤立し、仏間はおろか床の間までも姿を消すのですが、それでもひとつふたつは気になつてきました。庭にいたり果実の収穫を楽しんだりしたもので、また生垣や大樹による防風や日よけの智恵もありました。そんな時代、だから云々も問題にはならなかつたはずですが、残念なことに、かつての都会のオアシスは神社やお寺あるいは公園にでも行きなれば出会えなくなつてしまつたのです。室町から江戸に時代が移る頃、それまで寺に集約されていた信仰から家庭内に仏壇を持ち込みせつかく民衆とより身近になつた仏教も、ここ数十年の瞬く間に変化を見なくてはならなくなつたのは、先の神社仏閣の切り札的オアシスと無縁ではないような気がします。

各家庭において以前のような暮らしや空間をもはや取り戻すことが不可能であるならば、せめて寺院・神社くらいは人々の日常から消え失せたものやことを博物館として常に湛えておかなければならぬと思うのです。そう、もはや寺や神社は最後の切り札的存在なのですから。

前出の私の師匠と共に作務をする中で、多くを語らぬ師匠から仏教とか禅の教えらしきものを聴いた記憶はあまり無かつたのですが、それでもひとつふたつは気になつてきました。庭にいたり果実の収穫を楽しんだりしたもので、また生垣や大樹による防風や日よけの智恵もありました。そんな時代、だから云々も問題にはならなかつたはずですが、残念なことに、かつての都会のオアシスは神社やお寺あるいは公園にでも行きなれば出会えなくなつてしまつたのです。室町から江戸に時代が移る頃、それまで寺に集約されていた信仰から家庭内に仏壇を持ち込みせつかく民衆とより身近になつた仏教も、ここ数十年の瞬く間に変化を見なくてはならなくなつたのは、先の神社仏閣の切り札的オアシスと無縁ではないような気がします。

各家庭において以前のような暮らしや空間をもはや取り戻すことが不可能であるならば、せめて寺院・神社くらいは人々の日常から消え失せたものやことを博物館として常に湛えておかなければならぬと思うのです。そう、もはや寺や神社は最後の切り札的存在なのですから。

前出の私の師匠と共に作務をする中で、多くを語らぬ師匠から仏教とか禅の教えらしきものを聴いた記憶はあまり無かつたのですが、それでもひとつふたつは気になつてきました。庭にいたり果実の収穫を楽しんだりしたもので、また生垣や大樹による防風や日よけの智恵もありました。そんな時代、だから云々も問題にはならなかつたはずですが、残念なことに、かつての都会のオアシスは神社やお寺あるいは公園にでも行きなれば出会えなくなつてしまつたのです。室町から江戸に時代が移る頃、それまで寺に集約されていた信仰から家庭内に仏壇を持ち込みせつかく民衆とより身近になつた仏教も、ここ数十年の瞬く間に変化を見なくてはならなくなつたのは、先の神社仏閣の切り札的オアシスと無縁ではないような気がします。

各家庭において以前のような暮らしや空間をもはや取り戻すことが不可能であるならば、せめて寺院・神社くらいは人々の日常から消え失せたものやことを博物館として常に湛えておかなければならぬと思うのです。そう、もはや寺や神社は最後の切り札的存在なのですから。

前出の私の師匠と共に作務をする中で、多くを語らぬ師匠から仏教とか禅の教えらしきものを聴いた記憶はあまり無かつたのですが、それでもひとつふたつは気になつてきました。庭にいたり果実の収穫を楽しんだりしたもので、また生垣や大樹による防風や日よけの智恵もありました。そんな時代、だから云々も問題にはならなかつたはずですが、残念なことに、かつての都会のオアシスは神社やお寺あるいは公園にでも行きなれば出会えなくなつてしまつたのです。室町から江戸に時代が移る頃、それまで寺に集約されていた信仰から家庭内に仏壇を持ち込みせつかく民衆とより身近になつた仏教も、ここ数十年の瞬く間に変化を見なくてはならなくなつたのは、先の神社仏閣の切り札的オアシスと無縁ではないような気がします。

各家庭において以前のような暮らしや空間をもはや取り戻すことが不可能であるならば、せめて寺院・神社くらいは人々の日常から消え失せたものやことを博物館として常に湛えておかなければならぬと思うのです。そう、もはや寺や神社は最後の切り札的存在なのですから。

前出の私の師匠と共に作務をする中で、多くを語らぬ師匠から仏教とか禅の教えらしきものを聴いた記憶はあまり無かつたのですが、それでもひとつふたつは気になつてきました。庭にいたり果実の収穫を楽しんだりしたもので、また生垣や大樹による防風や日よけの智恵もありました。そんな時代、だから云々も問題にはならなかつたはずですが、残念なことに、かつての都会のオアシスは神社やお寺あるいは公園にでも行きなれば出会えなくなつてしまつたのです。室町から江戸に時代が移る頃、それまで寺に集約されていた信仰から家庭内に仏壇を持ち込みせつかく民衆とより身近になつた仏教も、ここ数十年の瞬く間に変化を見なくてはならなくなつたのは、先の神社仏閣の切り札的オアシスと無縁ではないような気がします。

各家庭において以前のような暮らしや空間をもはや取り戻すことが不可能であるならば、せめて寺院・神社くらいは人々の日常から消え失せたものやことを博物館として常に湛えておかなければならぬと思うのです。そう、もはや寺や神社は最後の切り札的存在なのですから。

前出の私の師匠と共に作務をする中で、多くを語らぬ師匠から仏教とか禅の教えらしきものを聴いた記憶はあまり無かつたのですが、それでもひとつふたつは気になつてきました。庭にいたり果実の収穫を楽しんだりしたもので、また生垣や大樹による防風や日よけの智恵もありました。そんな時代、だから云々も問題にはならなかつたはずですが、残念なことに、かつての都会のオアシスは神社やお寺あるいは公園にでも行きなれば出会えなくなつてしまつたのです。室町から江戸に時代が移る頃、それまで寺に集約されていた信仰から家庭内に仏壇を持ち込みせつかく民衆とより身近になつた仏教も、ここ数十年の瞬く間に変化を見なくてはならなくなつたのは、先の神社仏閣の切り札的オアシスと無縁ではないような気がします。

各家庭において以前のような暮らしや空間をもはや取り戻すことが不可能であるならば、せめて寺院・神社くらいは人々の日常から消え失せたものやことを博物館として常に湛えておかなければならぬと思うのです。そう、もはや寺や神社は最後の切り札的存在なのですから。

いたことや両親を始め、檀家様方の期待も承知をしていましたこと、それ以外に私は先ほどのサークルの話がまるで魚の小骨がのどに突き刺さったままの気色悪さで、ずう一つと残っていたのです。雨漏りのする朽寺で、「雨だれを受ける器を持って来い」と師匠に命ぜられた弟子たちの中で、真っ先にザルを差し出した弟子が褒められた話にも私は翻弄されっぱなしでした。やむなく彼らの気色の悪さをすつきりさせるために取り敢えずわらじを履いてみたのですが、師匠がそれらの禅話に仔細な解説を加えなかつたままでいるのであります。

仏教は、とりわけ禅は、こうした非日常的手段で余計なものをして破算にし、執着を奪い、あらためて日常に放生させるなどを親切にやつてのけます。であるからこそありがたいことに今もつて僧堂では庭詰めがあり、理不尽までの縦の序列があり、痛棒があり、托鉢があり、どうしがあり、作務があり、看経、坐禅があり、そして公案でしばられるのであります。

寺は非日常か

先の方広寺での研修会の第二講で野口善敬師は余談で戒と律にも触れられ、最近の東南アジアのお坊さんとの間には携帯

電話が普及し、ネットカフェにたむるする光景を目にするときつて仰っていた。それは南方上座部の「律」に規律されていないからだと。なるほど、とついうなづいてしまうのだが、思えば近頃の僧堂でも漏りのする朽寺で、「雨だれを受ける器を持って来い」と師匠に命ぜられた弟子たちの中で、真っ先にザルを差し出した弟子が褒められた話にも私は翻弄されっぱなしでした。やむなく彼らの気色の悪さをすつきりさせるために取り敢えずわらじを履いてみたのですが、師匠がそれらの禅話に仔細な解説を加えなかつたままでいるのであります。

仏教は、とりわけ禅は、こうした非日常的手段で余計のものを破算にし、執着を奪い、あらためて日常に放生させるなどを親切にやつてのけます。であるからこそありがたいことに今もつて僧堂では庭詰めがあり、理不尽までの縦の序列があり、痛棒があり、托鉢があり、どうしがあり、作務があり、看経、坐禅があり、そして公案でしばられるのであります。

少し語気が荒くなってしまったが、私たちを含めた一般社会では常日頃生きるために懸命に学び、働き、汗涙をかけ修行に励めることはまことに法幸至極のことである。自坊荷担などを理由に多くは道場を後にし、わらじを脱いでしまって氣高く尊いことなのですが、愚痴や虚しさや不安を抱え疲れ果てる時も間々あります。あるいはどんなに「お墓に恥ずかしいような生活を送つてしまつているのが現実となつていて。せめて僧籍にあるうちのどこか一時でも眞の「出家」を経験しておかないと、のちの我が日常底を振り返った時の立ち帰り場が無いのである。忘れてはならないのは未だに道場には籍が掛かり、暫くの間だけの暇を頂いているに過ぎないということ。立ち帰るところは道場であるということ。堂内規則にも常住日用規則にもケータイやネットについての規定はないけれど、

参道は産道

少し語気が荒くなってしまったが、私たちを含めた一般社会では常日頃生きるために懸命に学び、働き、汗涙をかけ修行に励めることはまことに法幸至極のことである。自坊荷担などを理由に多くは道場を後にし、わらじを脱いでしまって氣高く尊いことなのですが、愚痴や虚しさや不安を抱え疲れ果てる時も間々あります。あるいはどんなに「お墓になんかいません」と歌が流行つても、私たちにはまだ大切な人が墓に眠つておられればいとおしく逢いたくもなります。お寺は人々にとって無自覚ながらもここらのふるさと、母親の子宮の大きいな羊水に包まれたみどり児に戻れるところのかも知れません。ですから参道を歩くほどに日常の喧騒を凌ぎ、気付かぬうちに次第に濁世から聖母の胸へと抱かれ、

親や友人といつてもつながれる、いや断ち切れていない繋がつた今までの雲水生活は出家者とは言い切れないのです。本人が最も苦しまなくてはならなくなってしまうのだが、思えば近頃の僧堂でももしも事実であるならば残念であるし、禅界の崩壊とは言わぬまでも危機感を感じる。われわれは得度の頃には頭を丸め安名を頂き、衣の袖に始めて手を通し、掛けの折にはあらためて剃髪をし、袈裟を着け、誓約書を書き、涅槃金を授かり、わらじを履いて「タノミマシヨー」を掛けたのである。わずか一年でも供養を享け修行に励めることはまことに法幸至極のことである。自坊荷担などを理由に多くは道場を後にし、わらじを脱いでしまって氣高く尊いことなのですが、愚痴や虚しさや不安を抱え疲れ果てる時も間々あります。あるいはどんなに「お墓にござる」と同時に民信帰崇への絶好機でもあるわけです。禅堂の「龜鑑」を仰ぎ見て身が凍りつくのは罪深きこの私だからだけではないはずです。誠に有難いことに私たちにはいつでも立ち帰られる安居の道場があるということ、そしてそこだけは常に忘れてはならないことだと



映画に学ぶ



方広寺派教学部長
新流会伝導部長
祥光寺住職
向 令 孝

暇を見つければ、映画館に足を運ぶのが私のささやかな楽しみである。ただ楽しむだけではなく、良い映画を観て感動することで、生きる活力を与えて感動することで、生きる活力を与えた。人生をより深く考える契機となり学ぶことも多い。

昨年末からこの春にかけても数本の映画を観た、なかでも『おくりびと』、『禅—ZEN』には感動した。

『おくりびと』は、「すつごく良かつたよ」と言う娘の勧めで観に行つたが、モツ君こと本木雅弘の演ずる新人納棺師の見事な所作、「旅(実は旅立ち)」のお手伝い。NKエージェントと偽装の求人広告を出して、即「採用!」と宣言する納棺業社長に扮する山崎努のユーモアと存在感ある貫禄の演技、チエロの澄んだ美しい調べ等、滝田洋二郎監督の手腕により、品格ある素晴らしい作品に仕上がっている。

この映画が、モントリオール世界映画祭グランプリ、アカデミー外国語映画賞等、内外で幾つもの受賞を重ねたのは、「生と死」が洋の東西を問わない

夕「来たれ甘き死よ」を、古い足踏みオルガンの生演奏で聴いて、止めどもなぐ涙したことがあつた。枕経で、莊厳な死者の顔を幾度となく拝んできた僧侶である自分も、「おくりびと」の一人であるに違ひなく、バッハのカンターハは、私の心の底深くに宿る亡き人達へのレクイエムとなつたのだろう。人は生涯に何度か肉親や友人の死に立ち合い、誰もが「おくりびと」とならねばならない。観客をして、スクリーン上の死の尊厳に立ち合わせることで、「おくりびと」となる観る人の生の尊厳を問い合わせることに成功しているところに、この映画の「死中生有り」とも言うべき価値があると思った。

檀信徒のかけがえのない人生最期の送葬の儀式の一コマ一コマを、導師として真心を込め丹念に行すことの大切さを改めて感じさせてくれる作品であった。

『禅—ZEN』は、道元禅師の生涯を描く歴史ロマンである。何と言つても道元を演ずる二代目中村勘太郎が素晴らしい。「威儀即仏法」の言葉通り、坐禅・托鉢・作務等を行する姿そのものが、仏法への信を伝える力だという

ことを改めて気づかされ、僧侶としての自分の日常を反省させられた。中村勘太郎の扮する道元禅師ほどに、美しくかつこいい青年僧が輩出すれば、我

普遍的なテーマであるからだろう。

数年前になるが、バッハのカンターハ「來たれ甘き死よ」を、古い足踏みオルガンの生演奏で聴いて、止めどもなぐ涙したことがあつた。枕経で、莊厳な死者の顔を幾度となく拝んできた僧

が臨済宗も安泰だと思うのだが…。

中村勘太郎のかっこよさは、役者としての日頃の修練の賜であるに違いない。我々禅僧も、坐禅・托鉢等の行を続け、人をして感動させる程の力を身につけたい。

道元禅師の年譜によれば、七歳で「左伝」・「毛詩」を読む。八歳で「母逝去・俱舍論」を読む。十四歳で天台座主公円について剃髪し、受戒。二十四歳で入宋。二十六歳で天童山如淨禅師に参じ、夏安居のうちに大事了畢とある。禅師自らも「予、

かさねて大宋国におもむき、知識を両漸にとぶらひ、家風を五門にきく。ついに大白峰の淨禪師に参じて、一生参学の大事ここにをはりぬ」(正法眼藏・弁道話)と語つている。帰国後、二八歳で『普勸坐禅儀』を、三二歳でこの『弁道話』著しており、数百年後の今も読み続けられているその名文を一読すれば、「一生參學の大事ここにをはりぬ」と言い放つ道元禅師の悟境の徹底ぶりが肯ける。

「諸仏如來、ともに妙法を單傳して、阿耨菩提を証するに、最上無為の妙術あり。これただほとけ仏にさすけてよこしまなることなきは、すなわち自受用三昧、その標準なり。この三昧に遊化するに、単坐參禪を正門とせり。」(弁道話)と道元禅師が言えば、白隱禪師は「夫れ摩訶衍の禪定は、称嘆するに

余りあり。布施や持戒の諸波羅蜜念佛懺悔修行等、その品多き諸善行皆この中に歸するなり。」(坐禪和贊)と言われる。

自受用三昧、禪定の境地において、天地一杯の仏の御命に元来攝取されてあることを証するのが、禅の安心と言ふよう。

同じく『正法眼藏・現成公案』に、「自己を運びて万法を修証するを迷とする。万法すすみて自己を修証するは悟りなり。」とある。現代社会の病理の根本には、何事も「自己を運びて」出来ると思ひあがつてしまつた人間の傲慢さがあると思う。

混迷を深める今日こそ、禅僧は、自受用三昧の坐禅を標準として打坐に徹し、世の人々の標準とならねばならない。

有限公司 永田印刷

〒505-0021 岐阜県美濃加茂市森山町1-1-34
TEL (0574) 25-2729 · FAX (0574) 26-8089



方言詩紹介 松尾 静明 氏

方言詩「わが標準語」より

花

明日んために 色を取つとく

というこ^(事)たあせんので

明日んために 今日はちょっとだけ咲く

というこたあせんので

みてたたらどうしようか

そがなあこたあ 考えん

花いうもんはのう

いつつも 全部でえ

全部じやけえ 花 言うんよ

半分や 三分の二 といふことはなあ

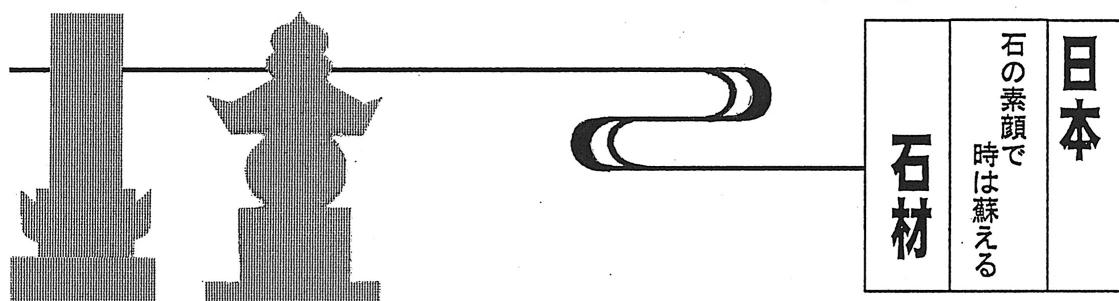


松尾静明（まつお・せいめい）

1940年、広島県賀茂郡大和町生まれ。18歳の頃から木下夕爾氏に師事。広島市内の印刷会社に勤務する傍ら、詩、童話、小説、書評などを書いてきた。詩集『丘』で第33回小熊秀雄賞、詩集『都会の畠』で第34回日本詩人クラブ賞を受賞。2001年秋に九冊目の詩集『方言詩 わが標準語』を出版。日本詩人クラブ会員、日本現代詩人会会員、広島県詩人協会副会長、日本中国文化交流協会会員。広島市在住。

家族のきずな

ご先祖様の安らぎを永遠に…



(株)日本石材



0120
50-5563

本 社 : 〒600-8371 京都市下京区大宮松原下る西門前407番地
TEL 075-841-5562 FAX 075-841-5564
東京支店 : 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目18-6
TEL 03-5568-7030
大阪支店 : 〒556-0003 大阪市浪速区恵美須西1丁目3-4
TEL 06-6634-9857
神戸支店 : 〒650-0015 神戸市中央区多聞通3丁目2-7
TEL 078-382-2292
その他 4支店12営業所

〈事業内容〉

- * 墓地・霊園に関するアフターサービス
- * 公園・霊園設計及びモニュメント等の企画・作成
- * 近代的な墓地・霊園の開発業務

平成20年度 会計決算報告

一般会計

収入 5,137,413円
 支出 5,137,413円
 残高 0円

平成20年度 一般会計報告

収入

(単位・円)

項目	予算	決算	比較	備考	前年度決算額
賛助金	600,000	640,000	40,000	正副総裁・顧問・参与	490,000
会費	600,000	519,000	▲ 81,000	役員・会員	478,000
事業収入	500,000	490,000	▲ 10,000	色紙収益	565,485
広告収入	600,000	650,000	50,000	会報広告掲載料	630,000
賛助企業	150,000	0	▲ 150,000		0
雑収入	50,000	3,548	▲ 46,452	預金利息他	3,723
繰越金	2,834,865	2,834,865	0		2,990,139
合計	5,334,865	5,137,413	▲ 197,452		5,157,347

支出

(単位・円)

項目	予算	決算	比較	備考	前年度決算額
本部	50,000	50,000	0	活動費	50,000
浜松支部	50,000	37,978	▲ 12,022	活動費	30,649
事務費	400,000	317,777	▲ 82,223	要覧作成・事務用品他	431,299
通信費	200,000	91,995	▲ 108,005	郵送料・宅配便他	119,821
会議費	200,000	183,907	▲ 16,093	会所費他	225,085
文化部	350,000	211,715	▲ 138,285	研修会事業費	350,000
編集部	900,000	898,966	▲ 1,034	会報編集・発行	828,538
托鉢部	100,000	93,493	▲ 6,507	托鉢事業費	100,000
財務部	50,000	5,160	▲ 44,840	事業費	7,090
慶弔費	20,000	60,000	40,000		0
交際費	80,000	80,000	0	中外日報・文化時報広告	80,000
予備費	100,000	0	▲ 100,000		100,000
繰越金	2,834,865	3,106,422	271,557	次年度へ繰越	2,834,865
合計	5,334,865	5,137,413	▲ 197,452		5,157,347

特別活動基金 3,403,000円

会計監査報告

前年度繰越金	3,233,000
今年度積立金	170,000
合計	3,403,000

平成20年1月1日より平成20年12月31日間の会計について、帳簿等証拠書類を照合致しましたところ、厳正且つ正確に処理されていますことを、認めましたのでここに報告申し上げます。

平成21年2月1日

監事 伊藤鑑寶 印

監事 戸崎知則 印

石のヒラガ

有限会社 平賀石材工業所

墓石・仏壇・記念碑・造園資材
 灯籠・建築石材張石工事

本社・工場／〒431-3907 静岡県浜松市天竜区佐久間町川合922
 TEL.053(965)1232 FAX.053(965)0921
 袋井支店／〒437-0066 静岡県袋井市山科字前田3256-1
 TEL.0538(43)0510 FAX.0538(43)0350

浜北支店／〒434-0015 静岡県浜松市浜北区於呂1377-5
 TEL.053(588)7503 FAX.053(588)7096
 豊橋支店／〒441-8026 愛知県豊橋市羽根井西町12-11
 TEL.0532(32)5730 FAX.0532(32)5730
 豊川インター店／〒442-0801 愛知県豊川市上野2丁目48
 TEL.0533(84)7854 FAX.0533(86)1581
 静岡営業所／〒426-0036 静岡県藤枝市上青島字一里山560-1
 TEL.054(641)7131 FAX.054(641)7135
 碓野支所／〒410-1124 静岡県裾野市水窪34-6
 TEL.055(993)8581 FAX.055(993)9971
 浜松営業所／〒433-8103 静岡県浜松市北区根洗町1116
 TEL.053(438)2788 FAX.053(438)2730
 浜松石材センター／〒433-8105 静岡県浜松市北区三方原町701-2
 TEL.053(438)8235 FAX.053(438)8237
 お仏壇ギャラリー／〒433-8108 静岡県浜松市北区根洗町1115-2
 TEL.053(414)2010 FAX.053(414)2011

托 鉢 報 告



平成二十年十一月二十日(木)会員の玉林院様(長野県木曽郡上松町)を会所にお借りいたしまして、九時半参集、(会員・役員・雲水総勢二十名)十時より町内托鉢出向、途中茶礼場の池田木材様にて木曾檜総供養を行い帰山、斎座後解散。

なお、総裁猊下をはじめ多くの会員諸氏・贊助会員・ご支援頂いた皆様方より義援金を送つて頂き、誠に有難うございました。皆様から頂いた淨財は、上松町社会福祉協議会に三十万・虹の家(あしなが育英会)に二十万・東海交通遺児を励ます会に五万円それぞれ義援金として贈らせて頂きました。

平成二十年度 托鉢義援金

(順不同・敬称略)

五千円

三千円

青山宜宥
岐阜県美濃加茂市(妙)

対潮院
板坂節雄

和田啓道
京都府舞鶴市(南)

長昌寺
青山宜宥

清寥院
岐阜県中津川市(妙)

三品恵峰
岐阜県可児市(妙)

矢田宗雄
愛知県犬山市(妙)

吉田宏道
長興寺

天授院
吉田宏道

妙興寺
萬壽寺

大法寺
天授院

妙興寺
萬壽寺

大法寺
天授院

妙興寺
萬壽寺

妙興寺
萬壽寺

大雅清光
妙興寺

渡井達應
妙興寺

群馬県安八郡(妙)
妙興寺

喜久文晃
妙興寺

佐橋和光
妙興寺

静岡県浜名郡(方)
妙興寺

岐阜県可児市(妙)
妙興寺

岐阜県岐阜市(妙)
妙興寺

岐阜県中津川市(妙)
妙興寺

岐阜県加茂郡(妙)
妙興寺

愛知県豊川市(妙)
妙興寺

愛知県豊橋市(妙)
妙興寺

愛知県豊川市(妙)
妙興寺

岐阜県尾道市(妙)
妙興寺

龍月院
妙興寺

南林寺
妙興寺

三品恵峰
妙興寺

矢田宗雄
妙興寺

吉田宏道
妙興寺

静岡県浜松市(方)
妙興寺

西福寺
妙興寺

大雅清光
妙興寺

渡井達應
妙興寺

群馬県安八郡(妙)
妙興寺

喜久文晃
妙興寺

佐橋和光
妙興寺

静岡県浜名郡(方)
妙興寺

岐阜県可児市(妙)
妙興寺

岐阜県岐阜市(妙)
妙興寺

岐阜県中津川市(妙)
妙興寺

岐阜県加茂郡(妙)
妙興寺

愛知県一宮市(妙)
妙興寺

愛媛県八幡浜市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県北九州市(方)
妙興寺

高谷恵俊
妙興寺

小出宗弘
妙興寺

伊藤祖弘
妙興寺

蟹江慈千
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

岐阜県那須塩原市(妙)
妙興寺

岐阜県賀茂郡(妙)
妙興寺

愛知県名古屋市(妙)
妙興寺

岐阜県美濃加茂市(妙)
妙興寺

福岡県久留米市(妙)
妙興寺

岐阜県各務原市(妙)
妙興寺

五千円

金一封

一万円

二万円

三万円

六千五百二十五円

五千円

第十八回 総会報告

平成二十一年三月二日 別府
温泉「ホテルニユーツルタ」
に於いて、
総裁 大隱窟老大師(方広寺)
顧問 巨闊窟老大師(萬壽寺)
顧問 岬雲軒老大師(天授院)
顧問 弧雲室老大師(梅林寺)
顧問 開闊窟老大師(萬壽寺)
ご臨席のもと三十名の出席にて第十八回総会を開催いたしました。

開会に当たつて総裁猊下より、「第十八回総会をここ別府

にて開催されること誠に喜ばしい限りです。『上求菩提・下化衆生』で益々全国的に世界的に活躍していただきたい」と挨拶を頂いた後、議長に、上田宗演氏(幹事長)を選出し、①平成二十一年度事業報告・決算報告 ②監査報告 ③平成二十一年度事業計画・予算案をそれぞれ審議・承認いたしました。

翌三月三日、十四名にて萬壽寺様を拝塔致しました。



浜松支部では、毎月一回の托鉢を行つておりますが、方広寺浜松別院において毎年四月には総裁猊下を導師に花まつりを厳修しております。今年は四月四日、らんばの会の献笛、徳生寺様並びに神宮寺様婦人部の御詠歌が花を添え、浜松支部会員各位と方広僧堂雲水諸士の読経の流れる中、多数の善男善女がお参りされました。

総裁猊下香語「天上天中唯我尊／今朝老衲又何言／半僧山裡水清動／雨讚桜花春色暖」

二つの歴史を大きな幹に、切磋琢磨し、
これからも伝統ある匠の技を継承して参ります。

飛鳥時代
第30代敏達天皇6年
西暦578年創業

剛 金剛組

〒543-0051 大阪市天王寺区四天王寺1丁目14番29号
電話 06-6779-7731 <支店>東京・名古屋・京都



平安時代
天禄元年
西暦970年創業

ト 中 村 社 寺

〒491-0866 愛知県一宮市城崎通7丁目4番地3
電話 0586-71-7821 <支店>東京

【永保寺】





平成22年 お正月用色紙見本

徳生寺
〒四三四一〇〇四一
静岡県浜松市浜北区平口五四八
TEL ○五三一五八七一〇〇五
FAX ○五三一五八七一〇〇九
<http://www.shinryukai.jp/>
薪流会のホームページができました。
ぜひご覧ください。

大隱窟老大師揮毫色紙
（工芸印刷）
解説書・たとう紙付（折込み済）
ご好評頂いております総裁猊下
揮毫の正月用色紙を本年も発売
致します。

一枚 三三〇円 「送料別・税込」
(但し一般は四三〇円)
※寺院の方は五〇枚単位にて御
願い致します。
(但し在家の方は十枚単位より
受付致します。)

申込み先
(左記の二方寺にて受け付けます)

大雄寺

〒五〇九一〇三〇一
岐阜県加茂郡川辺町下麻生一九九八
TEL ○五七四一五三一六七五五
FAX ○五七四一五三一六九二二

申込み先
(左記の二方寺にて受け付けます)

大雄寺

〒五〇九一〇三〇一
岐阜県加茂郡川辺町下麻生一九九八
TEL ○五七四一五三一六七五五
FAX ○五七四一五三一六九二二

申込期日 平成二十一年十月二十日〆切
発送 十月末日頃

◎編集後記◎

御陰様で薪流第十八号を
発行する事が出来ました。
未熟者、総裁猊下、聖護院
宮城泰年猊下、玉稿をお寄
せ頂きました各位並びに役
員諸師には法務ご多端の折、
諸般に渡り多大な御迷惑御
心労をおかけ致しました。
ここに伏してお詫び申し上
げます。今後とも何卒御指
導御鞭撻の程、宜しくお願
い申し上げます。千謝万謝。



“こころの豊かさ、こころのやすらぎ”が私たちの商品です。

メモリアルアートの大野屋

創業昭和 14 年

本 社 03-5386-4181 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場T Sビル
関 西 支 社 0120-78-7777 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4-1108 大阪駅前第四ビル11F
梅田お墓のご相談センター 0120-30-7777 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-2-B2-34-1 大阪駅前第二ビル
北 大 阪 支 店 0120-30-7775 〒562-0027 大阪府箕面市石丸3-2-6
南 大 阪 支 店 0120-61-3388 〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分851
南大阪支店・和歌山営業所 0120-61-3388 〒640-1251 和歌山県海草郡野上町国木原577-3
京 都 支 店 0120-31-7777 〒602-8056 京都市上京区東堀川通下長者町下ル三丁目13-3-203 ホーユウコンフォルト二条城前
神 戸 支 店 0120-35-8805 〒651-1263 兵庫県神戸市北区山田町西下字狼谷3-1
メモリアル相談センター三宮駅前 0120-31-0388 〒651-0096 兵庫県神戸市中央区雲井通6-1-15 ダイエー三宮駅前店サンシティ2F
名 古 屋 支 店 0120-44-1888 〒470-0316 愛知県豊田市千鳥町梨ノ木258